

6月17日
令和2年4月18日判決言渡し・同日判決原本領收 裁判所書記官 濱岡伸

平成30年(ワ)第357号慰謝料請求事件

口頭弁論終結の日 令和2年2月20日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国 好 雅 子

同代表者法務大臣 三 幸 雅 子

同 指 定 代 理 人 平 田 寿 夫 之

飯 出 之 漢 昭

梨 本 博 昭

杉 山 重 幸

関 部 弘 幸

服 中 真 澄

I - 1st

主 文

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、前橋地方法務局沼田支局（以下「沼田支局」という。）の職員等がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に原告に損害を加

えた等と主張して、被告に対し、上記損害の一部である10万円の支払を求める事案である（原告は、今回は総額100兆円の一部請求であるとする。）。

2 当事者の主張

（原告の主張）

別紙訴状I（第1の部分を除く。）、訴状I補足説明書及びI準備書面(1)記載のとおり。

（被告の主張）

（1）別紙訴状I関係

ア 「時系列的事実経過」以外の記載について

記載の趣旨が明らかでないが、被告が原告に対して賠償責任を負うという趣旨であれば全体として争う。事実については、下記イにおいて認める部分のみ認め、その余は否認、不知又は認否の限りでない。

イ 「時系列的事実経過」について

（ア）①及び②は不知。原告の主張するようなやりとりがあったとしても、「見当違いな詭弁」、「見当違いな…誘導」及び「虚偽の理由」等の評価は争う。

（イ）③から⑩まではおおむね原告の主張するようなやりとりがあった事実は認め、「根拠無く」、「不当に」及び「虚偽の理由」等の評価は争う。

（2）別紙訴状I補足説明書関係

認否の限りではないが、列挙された内容に関して被告が原告に対して賠償責任を負うという主張であれば全体として争う。

（3）別紙訴状I等記載の人権相談等に関する事実経過

ア 平成29年1月31日の人権相談

原告が相談書面を持参して沼田支局に来庁したため、午後1時40分頃から午後2時50分頃まで、石坂人権擁護委員（以下「石坂委員」という。）が人権相談を受けた。原告は、石坂委員に対し、相談書面を検討して、法

務大臣へ報告するとともに、人権侵犯事件として調査するよう希望したが、石坂委員は、法務局の担当者と内容について検討し、必要な助言及び関係機関等の紹介を行うのが相当と判断し、後日連絡する旨を伝えた。

イ 平成29年2月10日の回答

平成29年1月31日の人権相談を認知した沼田支局原田総務係長（以下「原田係長」という。）は、同年2月10日午後2時10分頃、原告に対し、電話で、相談書面の内容から警察等に対応を求めるべき問題と思われる所以、群馬県警や刑事事件に詳しい弁護士への相談を勧める旨を伝え、また、法テラスに照会すれば相談窓口を教えてもらえるかもしれない旨を回答した。

ウ 平成30年1月18日の人権相談

原告が沼田支局に来庁し、午前10時15分頃から午前11時30分頃まで、福田支局長（以下「福田支局長」という。）及び原田係長が人権相談を受けた。原告は、福田支局長及び原田係長に対し、人権侵害を受けているので調査するよう希望したところ、福田支局長及び原田係長は、侵犯事実が確認できない旨を回答した。

エ 平成30年1月19日の人権相談

原告が福田支局長に電話をし、調査するよう再度希望したところ、福田支局長は、侵犯事実が確認できない旨を再度回答した。

オ 平成30年1月23日の人権相談

原告が前橋地方法務局人権擁護課（以下「人権擁護課」という。）に来庁し、午後1時頃から午後2時15分頃まで、石巻人権擁護係長（以下「石巻係長」という。）及び戸所人権擁護委員（以下「戸所委員」という。）が人権相談を受けた。原告は、石巻係長及び戸所委員に対し、警察署及び法務局職員から無視され人権侵害を受けている旨を相談したところ、石巻係長及び戸所委員は、告発状や被害届を受けても捜査機関が独自に捜査を

するか否かを決めるのであり、法務局職員も人権侵害と認識しなければ調査に入らない旨を回答した。

カ 平成30年2月19日の人権相談

原告が人権擁護課に来庁し、午後1時30分頃から午後4時30分頃まで、人権擁護課の富岡係員が人権相談を受けた。原告は、富岡係員に対し、人権侵害を受けているので調査するよう希望したところ、富岡委員は、侵害行為の態様や侵害された権利利益の内容が明確ではない旨を回答した。

キ 平成30年10月31日の人権相談

原告が富岡係員に電話をし、一般論として犯罪は人権侵害であるか等を照会し、富岡係員は、刑法等に照らし違法性があれば人権侵害になる旨を回答した。

(4) 被告の主張

人権相談における被害の申告は、人権侵犯事件の調査及び措置を行うまでの端緒であって、人権侵犯事件の調査権限の発動を促すにとどまり、申告者が人権侵犯事件の調査及び処理によって受ける利益は、反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではなく、申告者は、人権擁護機関による調査が行われず、措置が執られなかつたことの違法を理由として国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできない。法務局職員及び人権擁護委員の対応に同法上の違法を認める余地はない。

第3 当裁判所の判断

1 公務員による公権力の行使に国家賠償法1条1項にいう違法があるというためには、公務員が、当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要である（最高裁判所昭和53年(オ)第1240号昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁判所昭和61年(オ)第1152号平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁、最高裁判所平成13年(行ツ)

第82号, 第83号, 同年(行ヒ)第76号, 第77号平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁等参照)。

- 2 ところで, 法務省人権擁護局は, 人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関する事務をつかさどり(法務省設置法4条1項26号, 法務省組織令8条1号), 人権侵犯事件調査処理規程(平成16年法務省訓令第2号)という内規に基づく人権侵犯事件の調査処理制度を設け, 法務局長又は地方法務局長が, 被害者等からの申出又は人権擁護委員等からの通報に基づき, 人権侵犯事件の調査を行い, 調査の結果, 人権侵犯の事実があると認めるときは, 必要な措置を執ることを要請し, 事理を説示し, 文書で必要な勧告を行い, 通告して適切な措置の発動を求め, 文書で告発する等の措置を講ずる等としている(同規程2条, 2章2節及び5節, 3章)。また, 同省所管の人権擁護委員制度は, 市町村長が市町村議会の意見を聞いて推薦した候補者の中から, 法務大臣が弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて委嘱した人権擁護委員(人権擁護委員法6条)が, 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をする等のほか, 個々の人権侵犯事件についても, その救済のため, 調査及び情報の収集をし, 法務大臣への報告, 関係機関への勧告等適切な措置を講ずること等としている(同法11条3号)。
- 3 原告の申告に係る人権侵犯の内容は, 原告が人権擁護課に提出した書面(甲7)に端的に現れているが, その内容からみて, 調査に当たっては, 刑事関係法令についての専門的知識が必要不可欠であり, 相当の人数をもって組織的に取り組む必要があると認められる上, 強制的手続も用いなければ事案の解明を遂げることは困難であると認められる。

そうすると, 原告の申告に係る事件については, 仮に, 原告の申告のとおり被害が生じており, 又は生ずるおそれがあるとすれば, 上記2のような人権侵犯事件の調査処理制度の仕組に照らし, 法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められ, また, 上記2のような人権擁護委員の職務の

範囲を超えていいるというべきである。

以上のような観点から、原告と福田支局長、原田係長、石巻係長、富岡係員及び戸所委員とのやりとりの内容（甲2の1・2、3の1・2、4の1・2、5の1・2、6の1・2、8）を検討すると、被害者の立場を尊重する現行人権侵犯事件調査処理規程等の下においても、上記の者らの原告に対する言動について、虚偽の理由、詭弁、欺罔を多用して、原告の抗議も無視して、原告の権利侵犯被害の申出を不当に受付拒否した等と評価することはできず、上記の者らが、原告に対して負う職務上の法的義務に違反したとは認められない。

原告の主張中には、上記の者らの行為の違法を基礎付けるものとして、当該者又は沼田支局若しくは人権擁護課の作為義務、応答義務等を主張するとみられる部分もあるが、いずれも原告独自の見解に基づくものといわざるを得ず、採用することができない。

原告の主張する「包囲網」（原告は、「男なら女からのSEX要求に応えるのが当然だ」という慣習上の偏見に基づき、これに応えなかった原告に対し、一貫して差別及び迫害を続け、国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫及び隠ぺいを続ける存在を「包囲網」と主張するものと解される。）についても、本件全証拠を総合しても、その存在を認めることができない。

4 以上によれば、国家賠償法1条1項に基づく原告の請求は理由がなく、その余の請求（根拠法令については、別紙訴状Iの第2の部分参照）についても理由がないことは明らかである。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官

菅家忠行

訴状 I

第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

前橋地方法務局(人権相談所) フクダ沼田支局長、ハラダ係長、イシマキ、トミオカラは、後述のように、人権相談所として、極めて事件性の高い状況にありながらそれを認識せず、また露骨な申出の妨害を行って私の権利の行使を妨害しました。

これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり虐待と言え、精神的に著しい屈辱を受けました。

また脅迫者達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

これらは彼らの国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。

よって、

- ①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項または、
 - ②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、
 - ③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
- いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

違法性

要するに、一度も合理性を示さないまま極めて恣意的な不合理な判断を続けてきました。

なお、判断の合理性を示すには、恣意性一覧表のような形で、数字で示すしかないと思います。

これらは事実を否定する判断を続けたことによる適正な手続きを受ける権利の行使の妨害です。

違反の性質や法的説明や包囲網の概要については被害届 2018 に記載の通りです。

救済の申出により、規定に明記された(刑事訴訟法第 239 条の)告発を求めたのに妨害されました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反です。

つまり事件性の隠蔽であり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。

これらより民法 709 条の一般不法行為に当たります。

被告らが包囲網として行動したということです。

包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。

言い換えると、そうした「ありえない対応」によって私に威力を示して脅迫し続けてきました。

つまりその無言の脅迫の意図は「発覚する前に我々の誰かが必ずお前を殺すから、人間扱いする必要など無い」ということです。

以下のⅠ～Vにより、行為の不当性を演出して包囲網の威力を示すことにより私の生命を脅迫したこと

I 私の20170131救済の申出を私が抗議しても無視し続けたこと(時系列①～⑨全て)

「人権相談所は検査機関ではないから調査に強制力が無い」と彼らは繰り返し発言しています。

でもそれは、人権侵犯事件調査処理規程第2条「人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる」という作為義務を放棄する正当な根拠にはなりません。

★20170131の救済の申出(証拠54)の内容が無効との主張について

おそらくは記載事実毎に対応する形で具体的な権名を記述していないことを指しての主張と思われます。

しかし、細則第8条の職権探知の要請に照らしてみれば、記載された事実経過から彼らの職権で人権侵害内容の想像がつくはずですから、侵犯事実が無いと断じることなどできないと思います。

それよりも、この主張の類型が告訴状で警視庁が訴訟において行った対応に倣う悪質な手法だということであり、包囲網としての威力を示しています。

I-2 人権擁護委員との連絡を妨害し続けたこと

ハラダは何度訊ねても人権擁護委員イシザカの連絡先を教えず、また伝言の取次ぎも拒否しました。

「貴方は単なる事務局である。何故妨害するのか?」と何度も抗議しましたが聞き入れませんでした。

(甲.3)

しかたなく、私はみなかみ町に尋ねましたが、「町の機関ではないから関知しない」(福祉課・ウチダ)と断られ、なす術が無く201703以来今日まで音信不通です。

II 二度までも虚偽の理由を用いて私の救済の申出を受付拒否したこと(時系列②、⑥)

これらは信義則違反による適正な手続を受ける権利の妨害であり単独で不法行為です。

・発生場所による管轄外

規定 第2章第1節管轄 第5条には、発生地または居住地と明記されています。

事件毎に必ず直面する前提条件であり、実務上も問題となるケースは稀だとトミオカも言いました。

・精神的被害についての損害額

申出の段階でそれを求めるは非常識です、と私が何度も指摘したのに聞き入れませんでした。

そのような規定は無いとイシマキも言いました。

III 私の説明を途中で不適に打ち切り、再開の要請にも応じなかつたこと(時系列⑤、⑧)

残りの未説明部分への対処方法はA私の提出書類を一旦預かって後で侵犯事実の有無を検証するか、B説明の続きの予定を組むか、のいずれかしかありません。

それなのに、いずれの方法も取らずに露骨に不適に打ち切りました。

IV 脅迫と隠蔽を同時に示唆する露骨な発言の数々(時系列④、⑦、甲.3.他)

証拠説明書の通り、彼らは以下の他にもたくさんの問題発言をしています。

特に以下の1～6は根拠の無い虚偽の発言であり、信義則違反であり無条件に違法です。

1 (原田)「うちはこのフォーム(相談シート)でないと受けられません。これだけが必要なんです。口頭で説明してください。」

…明細別紙とすれば済むことであり、申出内容を見まいとする隠蔽の意図は明らかです。

2. (私)「そんなもの一枚に書ききれるはずがないでしょう? これだけの量です。見ればわかるでしょう?」(原田)「それなら受け付けられません。うちでできることの範囲を超えてます。」

……いくら被害が多くても被害者のせいではありません

3. (原田)「裁判にする予定があるならうちでは受け付けられません。告訴状を作っているということは裁判の予定があるものとみなします。」

……自由権規約第1条「自決の権利」の侵害です

4. (原田)「加害者は沼田署の誰ですか?」(私)「警察は訊ねても名乗らないので不明のも多い。職権で明かさないことも可能ですよね?」(原田)★「いいえ、うちではそういうことはわかりません。個人が特定できなければ調査しようがありません。」

……経過から見て沼田署員であることは間違いないので調査できないはずはありません

5. (原田)「犯罪になつていればうちでは受けられません。」(私)「??犯罪であると同時に人権侵犯でもあるということです。普通そうでしょう?」

……隠蔽の意図が露骨過ぎて呆れます

6. (原田)「……前から一度今井さんに言おうと思っていたのですが、人権擁護委員は委嘱でありボランティアなので今井さんから連絡を要請できるような存在ではありません。」

……この一方で委員への再三の取次ぎ要請も無視して完全に連絡の道を塞ぎました

V 全ての告訴状の事件性を根拠無く否定したこと(時系列①、③、⑨)

要するに、警察による隠蔽を主張しているのに、また私の説明に何一つ反論していないのに、最後には「事件性が無い」、根拠を問うと「警察がそう判断したから」というような白痴化対応なのです。また、「事件や裁判になるのであれば、ここでは扱えません」とも繰り返しています。

「刑事と民事を並行で進めてはいけないという規定もあるのか?」と訊ねても返事をしません。

極めつけは、沼田支局の告訴状を突きつけても、「事件性が無い」とのこと。呆れます。

彼らは一貫して何一つ判断根拠を示しておりません。

「捜査機関が事件性無しと判断したのだから事件性は無い」というのは職責放棄も甚だしい。

まして、それが隠蔽であり人権侵害だと何度も強調しています。

違法性のまとめ

要件① 権利または法律上保護される利益の存在

救済の申出により、規定に明記された(刑事訴訟法第239条の)告発を求めたのに妨害されました。

これらは人権侵犯事件調査処理規程等への違反であり、また同時に信義則違反です。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第239条2への違反です。

つまり事件性の隠蔽であり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第13条)と平等権(日本国憲法第14条)の侵害です。

これらより民法709条の一般不法行為に当たります。

要件② ①に対する被告訴人らの加害行為

既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失

少なくとも過失です。

要件④ 損害の発生および金額

経済的被害(法益侵害)は見当たりません。

精神的被害(法益侵害)については甚大です。

真っ先に被害者救済に取り組むべき最右翼の機関が見殺しにしたことにより告訴人の恐怖感や絶望感や孤立感は当然に深まりました。

要件⑤ ②と④の因果関係

脅迫や隠蔽としか説明がつかない行為により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

時系列的事実経過

①2017.02.22 午後、前橋地方法務局沼田支局での会見においてハラダは、私が 2017.01.31 に行った救済の申出(甲 1)について「なぜ侵犯事実の調査を行わないのか?」と尋ねたのに対し、「人権相談所は検査機関ではないから調査に強制力が無い」と見当違いな詭弁を最後まで執拗に繰り返しました。

ハラダは更に私を「人権相談所の紹介なのだから受付実績があるのだろう」と誤信させ見当違いな群馬県総務部広報課へ誘導しました。

このあと私は、実際に連絡を取りましたがやはり取り合ってはもらえませんでした。

②2017.05.01 16:00 私の自宅から前橋地方法務局沼田支局への通話において同支局・フクダ支局長は、警視庁の件は発生場所が東京都だから当支局の管轄外である、と虚偽の理由で受付拒否(甲 2)しました。

③2018.01.18 09:56 前橋地方法務局沼田支局での私からの二度目の救済の申出に際しフクダは、サイトウによる受取サインの偽造について、私本人が自分の筆跡ではないと主張しているのに、「郵便局員が絶対にそんなことをするわけがない、100%信じられません」と根拠無く言いしました(甲 3)。

④2018.01.18 09:56 前橋地方法務局沼田支局での私の二度目の救済の申出に際しフクダは、「私達が(申出内容を)信じないと調査には入れない。そうだよね?」と私の前でハラダに同意を求めました(甲 3)。

⑤2018.01.18 09:56 前橋地方法務局沼田支局での私からの二度目の救済の申出に際しフクダとハラダは、所定の時間の経過を口実に、説明の続きの予定を組むことなく、不當に途中で打ち切りました(甲 3)。

⑥2018.01.19 16:53 私の自宅から同支局への通話においてフクダは、私の 2018.01.18 の救済の申出について精神的被害の場合でも損害額が必要」と虚偽の理由を用いて受付拒否しました(甲 4)。

⑦2018.01.19 16:53 私との通話において沼田支所・福田は、「黙って聞けとは?貴方は私達に調査してもらう立場ではないのか?」と発言しました(甲 4)。

⑧2018.01.23 13:03 前橋地方法務局での私からの救済の申出に際し人権相談課・イシマキは、所定の相談時間が経過したことを口実に、説明の続きの予定を組むことなく、不當に途中で打ち切りました(甲 5)。

⑨2018.02.19 13:26 前橋地方法務局において私は人権擁護課係員・トミオカに、告訴状 9 通を説明し、更に一般的違法性を再度説明しました。

しかしこの後トミオカは、それまでの私の説明に全く反論していないにもかかわらず、「警察が事件性無しと判断したのだから違法性は無い」と全告訴状の違法性を根拠無く否定し続けました(甲 6, 甲 7)。

⑩2018.10.31 11:28 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局(前橋市大手町 2 丁目 3-1)への通話において、トミオカは、虚偽や詐弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害しました(甲 8)。

日本の適用法令

人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）より抜粋

第2条事件の調査及び処理は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる。第5条事件は、この規程に別段の定めがある場合を除き、人権侵犯の疑いのある事実の発生地又は人権を侵犯されたとされる者（以下「被害者」という。）若しくは人権を侵犯したとされる者（以下「相手方」という。）の居住地を管轄する法務局又は地方法務局において取り扱う。

第14条(5) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により、文書で、告発すること（告発）。

人権侵犯事件調査処理細則（平成16年3月26日付け法務省権調第200号人権擁護局長通達）

第8条法務局長又は地方法務局長は、人権擁護委員若しくは関係行政機関からの通報又は新聞、雑誌等の出版物の記事、放送、インターネットその他のものからの情報により、事件の端緒を得るよう努めなければならない。

第35条事件に関して作成する調査書類は、次のとおりとし、その様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(8) 文書その他の物件（以下「証拠資料」という。）の提出を受け、これを保管したときは、保管物目録別記様式第21号

(9) 前号の場合において、証拠資料の提出を受け、これを保管した結果を記載した証拠資料保管報告書別記様式第22号

証拠方法 証拠説明書Iに記載の全て

附属書類 証拠説明書Iのうち、甲1号証、

本書と被害届2018と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書Iを含め、これらの副本一式

以上

訴状Ⅰ補足説明書

提出済の訴状の論点と不法行為を明確化すべく本書を提出します。

人権相談所の不当性の概要

要するに、私の主張を否定する合理的根拠を一度も示しておりません。

私が人権相談所に訴えた内容は、提出文書や録音から明らかのように、警察による組織的隠蔽であること、その判断は全て、訴えた内容から見て著しく不合理であり、更にその抗議を無視していることから形式不備であり、手続として無効である、というものでしたが、それを完全に無視して、最初に警察の判断が有ったという外形だけに固執して根拠無く警察の正当行為だと言い張りました。これに対して私は更に、人権相談所の作為義務に例外規定が無いことを理由に調査の履行を求めるが、捜査機関の裁量には介入できない、あるいは、捜査機関がそう判断したのだから事件性は無い、などの職責放棄に当る無根の答弁を繰り返し、いずれの申出も侵犯性が無いとして、根拠無く極めて不合理に却下し、不可欠のはずの事実確認の調査をひたすら回避しました。

詳しくは後述のように、この間の人権相談所の対応は、虚偽の理由を用いた数度の受付拒否や説明の途中での二度の打切りを始め、著しい信義則違反と事実を否定する著しく不合理な判断を重ねており、私の適正な手続を受ける権利(憲法13条)の行使を妨害しました。

これらは不法行為であると同時に職権濫用による隠蔽(公務員の犯罪告発義務:刑事訴訟法239条2)であり私の生命への害意の無言の脅迫です。

また、これらは私を非人間扱いする対応の典型であり、あるまじき究極の虐待だと思います。

その隠蔽の仕方に度を超えた露骨な非人間扱いが目立つので、そこに不当性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。

つまり、こうした対応の違法性はあまりに自明であり、訴えられた場合に勝ち目は無いので、通常は実行の余地はありません。それらが敢えて選択され実行されている点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決等、何らかの特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせる」という無言の威力の意図を如実に示しています。これらの歴史的虐待のさまを、できるだけ明確に判例に刻んでくださるよう希望します。

★著しく不合理な判断は、自決権の侵害に基く、適正な手続を受ける権利の侵害です
通報や申出も一種の手続と捉えられますし、その要件を決めたのは、つまり問題(被害)を決定したのは私であり、それを無視した判断ないし処理では、当然に被害は解消しませんから、手続目的を達成できない為に手続として無効です。

あるいは、手続としての外形は有るもの、実質的には無視による受付拒否ですから、手続が無かつたと見ることもできます。

なお、自治の権利(自由権規約1条)については、日本ではあまり一般的でないと思います。

不当な対応(威力)の類型

無視

返事無や飛躍などの形式的無視と内容的無視(先行する私の発言や提出済文書)が有りますが、いずれも合理的根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約1条)や人間として認められる権利(憲法13条)の侵害であり信義則違反です。

無根 合理的な根拠が無いということであり、虚偽や詭弁も含まれます。信義則違反です。

抗議を無視 100%故意の無視であり、著しい信義則違反です。

職責放棄 職権濫用の一形態であり、規定された作為義務を果たそうとしないことです。

ゾンビ化(無視 無根 抗議の無視 職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

要するに、私の主張を無視して勝手に根拠無く正当行為だと言い張り、その不合理に抗議してもなお無視して、同様の発言を延々と繰り返します。これらは信義則違反の重複であり連鎖です。

①既に私が行った主張を無視していること、全人格否定であり自治権の侵害であること

②無根であること(つまり詭弁、人間というものは犯罪をしないと言っているのと同じです)

訴えた犯罪性(恣意性)に対して、一般論としての正当行為を主張しても根拠になりません。また、否定する合理的根拠を全く示しておりません。

③飛躍 無視の一種ですが、脈絡というか論理的整合性が無いことです。

④抗議しても、なお延々と繰り返すこと つまり実質的な会話の放棄です。

このようにゾンビ化とは本質的には無視であり、要するに非人間扱いです。

被害届2018(共通事項説明書)に記述している白痴化対応の一類型です。

そして、このゾンビ化対応を各機関が一斉に模倣して威力を示しているということです。

★不当な発言や論理の類型

私が初めから警察組織による隠蔽等の犯罪被害を訴えていたこと、つまり彼らの犯罪告発義務(刑事訴訟法239条2)に訴求していたことは提出書類や発言から明らかです。

以後、本書中の引用で下記の発言類型に該当する場合は説明を省略します。

発言類型1 「捜査機関の判断には介入できない」 職責放棄 無視 無根 威力
まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、侵犯事実の調査などに捜査機関を例外扱いする規定は無いので虚偽です。

犯罪である以上は正当業務行為ではありませんから、むしろ優先的な調査対象のはずです。

事実調査しなければ、犯罪(人権侵犯)事実の有無を確認できず、犯罪告発義務を果たせません。

人権侵犯事件調査処理規程2条「人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる」

発言類型2 「警察が判断したのだから違法性は無い」 職責放棄 無視 無根 威力
まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、侵犯事実の調査などに捜査機関を例外扱いする規定は無いので無根です。

ですから、何も調査せぬまま「違法性(侵犯事実)が無い」と断じたことは、事実を否定する判断であり、少なくとも否定する合理的根拠を示していないので無根であり、刑訴法239条2違反です。

発言類型3 「ここは捜査機関ではない」「我々には捜査権限が無い」

職責放棄 無視 無根 飛躍 威力

発言類型1と同趣旨と思われますが、当然に誰でも承知していることなので意味がありません。

しばしば私の事件性の強調の直後に見られますが、公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法239条2)を果たすには、何らかの判断基準が必要ですから、免責の抗弁にはなりません。

なおこれは2017年2月にハラダが繰り返したものですが、その後、警視庁サトウやトミオカを始め、多くが発言しており、模倣により包囲網の威力を示す合言葉と思われます。

発言類型4 「それは貴方が思っているだけ」「推測だよね?」 職責放棄 無視 無根 威力
それはお互い様なので、敢えて言う意味がありません。沼田署のタカダ、マキシマやハラダ、フクダ、トミオカなど多数が言っており、模倣により包囲網の威力を示す合言葉です。

発言類型5 「それは(加害者)に言え」 職責放棄 無視 無根 無意味 飛躍 威力
襲ってきた強盗と相談しろと言っているのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。
これも模倣により包囲網の威力を示す合言葉です。

発言類型6 「それはうちではない」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力

発言類型3と同趣旨と思われますが、手続目的を無視しています。

発言類型7 「侵犯性(違法性)が無い」 職責放棄 無視 無根 威力

それまでの個別事件の事件性の主張を否定する合理的根拠を全く示していないのに、最後には必ず
このような結論に至ります。ここで私は、やむなく説明を繰り返します。

これは、私に義務のない事をさせている点からも、職権濫用罪の構成要件に当たります。

発言類型8 「だから、何をもって?」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力

既に充分に高度の恣意性と証拠を提示しているのに、それを無視してひたすら言い張ります。

まるで子供の水掛け論です。カクタやフクダなど

犯罪性の強調(公的機関の不法行為は全てが職権濫用による脅迫と隠蔽です)

群馬県警の対応の前提には警視庁・埼玉県警による脅迫殺人への関与の隠蔽という巨大な動機(高度の恣意性)が初めから存在します。

故意の証明方法(恣意性一覧表の活用)

彼らの対応は、恣意の全体として隠蔽であり、それを証明するのは簡単です。

恣意性一覧表に沿って、事件性の各焦点について、それを否定した判断根拠を質せばよいのです。

彼らは事件性を否定したはずですから、合理的根拠が示せなければ嘘になります。

正攻法として千の言葉を並べるよりも、これが最も単純明快かつ言い逃れしにくい方法です。

故意の証明の必要性

特に抗議されてもなお無視している(反論または見直し無)点が極めて強く故意を示唆しています。

公的機関による隠蔽は、基本的に手続の妨害であり、必然的に職権濫用を伴いますから、あえて職権濫用の故意を証明する必要は無いと思います。

隠蔽の場合は、性質上、その意思の表明を秘匿するのですが、まれに隠蔽の意図を示すかのような発言が見られることがあります。これは、その発言の直接的意味に関わらず、実質的に何らかの威力を示唆する意図と見てよいと思います。

脅迫の場合は、警察は、その特殊な職責に伴う予見可能性に基く危険回避義務により、生命に対する脅迫被害を無視した場合などは、行為と結果の両面から、故意が推定される為に、不真性不作為犯に当ると思います。

警察以外の場合には、脅迫罪については基本的に故意の立証が必要だと思いますが、もし、脅迫とまで言えないとしても、私の場合は少なくとも何らかの威力であり、これらの威力を処罰するには、現実問題として、脅迫罪もしくは強要罪の未遂くらいしか無いと思います。

★包囲網の意図の推定

包囲網の生い立ちから考えると、ごく初期の主な意図は仕掛ける為の捕捉にあったと思われます。それが次第に威力による強要に変わり、被害届2009の頃には、威力による報復が常態化しました。それが現在まで続いていると思われます。

現在でも、個々の不法行為から脅迫の意図の内容や害意の対象を特定はできにくいですが、少なくとも何らかの威力を示そうとする意図であることは疑いありません。

つまり少なくとも「お前の訴えなど我々包囲網の威力で握り潰してみせる」という意図であることは間違ひありません。

そしてその威力の全てが、2009年の脅迫殺人と2015年の獵銃脅迫事件を起源として、常にそれらを念頭に置いて行われていると推定されること、つまり包囲網としての模倣または派生と推定されることから、結果として全てが私の生命に対する脅迫とみなせると考えます。

その威力が、例えば裁判の妨害や不当な判決の形だとしても、包囲網が摘発されない限りは、告訴状H(出荷)の価格操作のような営業妨害が続くので、早晚、経済的生活難に陥るのは避けられませんから、結果的に全てが生命に対する害意と言えます。

私としては、その無言の脅迫の意図は「我々は摘発されるまでに必ずお前を叔母や猪のように殺すからお前を人間扱いする必要など無い」という意図だと考えています。

これらの犯行予定を共有していたという意味で、極めて多数の共犯者の存在が推定されます。

★対応の異常性こそ威力の証左です

不当な対応については既述の通りであり、従来から主張しているように、ありえないような対応を敢えて行ってみせることによる脅迫効果の演出です。

当然ながら不当性(異常性)が高いほど威力である恣意性も高いと思います。

職責に基く適用法理

基本的には、事件性の認識の異常であり隠蔽であり、刑事訴訟法第239条2(公務員の犯罪告発義務)への違反と考えます。警察の場合は、警察法や犯罪捜査規範への違反にも当り、また捜査機関の受理(受付)拒否に当る場合には更に、犯罪捜査規範や刑事訴訟法の該当条文にも違反すると考えます。

★私の申出の要旨(三つの主な事件の概要)

A沼田支局の対応

ハラダ沼田支局係長

I 2017年2月22日 午後 の会見において、記述のように、職責放棄の詭弁と他機関への誘導によって私の申出を妨害したこと

①「ここは捜査機関ではない」という詭弁を終止繰り返したこと

②群馬県広報課に根拠無く誘導し、義務の無い事をさせたこと

II 2018.01.18 09:56(甲3)の会見において、記述のように、多数の虚偽や詭弁を用い、また著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと
まず、最初に読み上げた沼田支局の告訴状には、何ら反論しておりません。

次に、郵便局事件の告訴状を読み上げ直後には、開口一番からジンピ化(自発化)しております。

最も重要なのは、その対応の仕方や論点が、沼田署マキシマ(甲5、甲8)と酷似している点です。
これは沼田署の隠蔽の模倣であり、不当性の演出による包囲網の威力の誇示です。

III 2018.01.18 09:56(甲3)の会見において、救済の申出を途中で不适当に打ち切り受付拒否したこと

フクダ沼田支局長

I 2017.05.01 16:00 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田支局(沼田市西倉内町701)への通話(甲2)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて私の申出を妨害したこと

II 2018.01.18 09:56 の会見(甲3)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと

III 2018.01.18 09:56 の会見(甲3)において、救済の申出を途中で不适当に打ち切り受付拒否したこと

IV 2018.01.19 16:53 私の自宅から沼田支局への通話(甲4)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて私の申出を受付拒否したこと

彼らは皆、最後には侵犯性無と結論することを初めから決めていたことは結果的に明らかですから、フクダが受付拒否の根拠とした三つの理由(①～⑧)にはそもそも必要性が有りません。また、三つとも規定を調べればすぐにはばれるような嘘ですから、普通はつきません。つまり100%職権濫用の恣意性を示しております。更には二つの問題発言(④～⑥)を加味して総合すれば、私の特殊事情(社会的な孤立状態)を見越した「お前の訴えなんぞ威力で握り潰してみせるぞ」という意図を示しており、不当性を演出して威力を示そうとする意図としか考えられません。

①発生場所による管轄外(甲2) 規定上は居住地と発生地のいずれも可ですし、また侵犯案件毎に必ず直面する前提条件ですから間違えようが無く、敢えてそれを持ち出しているということは100%故意です。実務的にも問題になるケースは稀だとトミオカも証言しています。

②「継続する行為にあっては、その終了した日から」一年以内という重要な条件の説明を洩らしたこと(甲2) 内容的に極めて重要な条件であり過失が考えにくいことや、甲2の中で繰り返していることから、ほぼ故意です。

③精神的法益侵害についての損害額(甲4) 規定に無く(トドコロの証言)、抗議しても言い張っていることから明らかに故意です。

④有力な経験則の否定と無根拠の盲信 本人の私の筆跡相違の主張を全く信じなかったことと、「郵便局員がそんなことするなんて100%信じられません」は、あまりにも対照的であり差別的です。
この二つの組合せはそれだけで著しい信義則違反であり、職権濫用の恣意性100%です。

⑤「だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね?」 更に④の直後にフクダへ申し向けたこの発言は、普通は申出人の目の前で口にする言葉ではなく、更に甲3反訳書の引用文中だけでも「私達」という表現を多用(12回)していることを総合すれば、脅迫と隠蔽の二つの教唆の意図を

示唆しています。

なお、2018.01.23 (甲5) 前橋本局も救済の申出を、説明の途中で不当に打ち切っています。

B 郵便局事件

20170405 20時頃、沼田郵便局サイトウは、玄関入ってすぐの縁端で居眠りしていた私の睡眠中に住居侵入し、ゆうパックを顔の横に置き去りました。私は目が覚めるとすぐにこの不審に気がつきました。配達を受けた記憶が全くありませんし、不在時連絡票もそのまま残っていました。今にも転げ落ちそうな場所に置いて寝転ぶはずもありません。翌日0406の日中にサイトウに電話したところ、私が配達票を受け取って、コタツの上のボールペンでサインしたと言いました。しかし、この電話の直後に確認すると、その三色ボールペンは壊になっていました。コタツの上にはシャープペンとこのボールペンしかなく、このボールペンは滅多に使いません。ここでサイトウの犯行をほぼ確信した私は、さっそく通報し、みなかみ交番から現場検証に来てもらう手はずになりました。一方で、沼田郵便局オオフジに電話し、現場検証に必要なで配達証の現物を今すぐ持参してほしいと要請したところ、「一旦回収したものは絶対に外に持ち出せない」と断られました。なお、これが虚偽であったことは約半年後に判明しました。翌朝0407、沼田郵便局に出向き、配達証の現物を確認したところ、黒インクであり、私の筆跡ではありませんでした。さっそく通報し沼田署のマキシマラに現場検証を要請しましたが不当にも却下されました(B-甲5)。

この住居侵入は、私の叔母の太田まり子の殺害(の疑い)に東村山郵便局が関与している疑いが強く、その一連の真相の隠蔽の為の脅迫と推定されますが、マキシマラは根拠無く信じようとしませんでした。やむなく、私は翌日0408に沼田署に出向いて刑事課に告訴状を出しました。

ということで、筆跡に加えて色が違うため、私としては私文書偽造と住居侵入は確信しております。ですから、配達証から私の指紋は出てこないからそれも証拠ですと最初から主張しております。おまけにオオフジは嘘をついで現場検証を妨害しております。筆跡鑑定や指紋鑑定も要請済です。脅迫目的が肯定できないにせよ、何らかの故意に疑いの余地は無く、これで捜査令状が取れぬはずはありません。

C 猛銃脅迫事件

20150111 午後、狙撃 私の畠の中深くまで踏み込んでの、視界が良く 30m の至近距離から相対での発砲でした。これは脅迫であることを明示したものと思われます。しかしヤナオカは告知が無かったことを口実に、この巨大な恣意性を根拠無く否定しました。

2015.1.26(月)朝 猛撃現場の二百m手前の通り道上に夥しい血痕が散乱していました。死骸の元の場所から通り道までの間(約20m)にほとんど血痕が無かったこと、撒かれた血の量が異常に大量と推定されること、何らかの注意なり行政処分を受けたはずの猛撃グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であるのに、この処分の有無を沼田署が秘匿しており未回答であること、など極めて不審です。これについて、ヤナオカは人為性を全く否定、クロイワはハンターの正当行為だと言い張りました。それはおかしい、猛撃者への例の処分はしたのか、処分を受けてなお、こういうマネをするのは不審過ぎるが?と質すと、知らないのでヤナオカに聞いてくれと言いました。知らないでは判断できないはずです。

2015.1.26(月)17:00頃、血痕現場付近の私の帰途上に小猪の死骸が二つ置いてありました(発見場所が不審)また、クロイワが現場検証を終えてからわずか二時間弱後です(タイミングが不審)。

これについて、二人とも人為性を全く否定し、ヤナオカは鳥、クロイワは獣の仕業と言い張りました。しかし、この状況(段階)で人為性を排除することは、著しい不合理を超えて、不可能です。

2015.3.27(火)18:16 大猪の死骸が解体され、その毛皮だけが私の通り道上に置かれていました。二ヶ月以上経ってから死骸を捌くことに意味が無いので、脅迫の意図が鮮明です。

このような、絵に描いたような脅迫劇を露骨に隠蔽している群馬県警の茶番劇ぶりには、不当性を演出して威力を示そうという意図があまりにも明白です。つまり、警視庁による20090220太田まり子脅迫殺人事件の隠蔽への組織的加担という単純明快な極めて強い動機が推定されますが、ここでも脅迫の意図があるということです。

その後も関連と思われる出来事(禁猟期間中の銃声、深夜の合図の声、不審な発砲音など)が続いており、何度も通報しましたが、全て不当に無視(聞き流し)されております。

不法行為(実行行為)の特定

要するに、事件性の認識の異常であり、事実を否定する判断による隠蔽であり手続の妨害です。これらは全て不法行為であると同時に職権濫用による隠蔽であり脅迫です。

不法行為の識別基準には様々な観点が考えられますが、一応、個人別・時点別にしてみました。

私が違法性が高いと思っている部分には★(多いほど高い)をつけてあります。

不法行為の詳細については、主に「私の申出の要旨(三つの主な事件の概要)」と、以下の個人別欄に記述の通りです。

特に犯意の判定については、全主張をご斟酌のうえ、全体の態様として総合的にご判断ください。

ハラダ係長の不法行為(甲3反約書ほか)

I 2017年2月22日 午後の会見において、記述のように、職責放棄の詭弁と他機関への誘導によって私の申出を妨害したこと

II 2018.01.18 09:56(甲3)の会見において、記述のように、多数の虚偽や詭弁を用い、また著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと

III 2018.01.18 09:56(甲3)の会見において、救済の申出を途中で不当に打ち切り受付拒否したこと

(説明)ハラダの不当性の概要については「私の申出の要旨」に既述の通りです。

なお、Iについては甲3の冒頭で朗読した支局の告訴状に全く反論しておりません。

IIで重要なのは、特に郵便局事件について、その対応の仕方や論点が、沼田署マキシマ(甲5、甲8)と酷似している点です。

これは沼田署の隠蔽の再現であり、模倣による包囲網の威力の誇示です。

ハラダの不法行為II、IIIについて、甲3反約書より抜粋

反P2上(私)昨年2月22日午後、原田さんはここで、告訴人との会見において、なぜ人権侵犯事実の調査を行おうとしないのか?と再三訊ねられたのに、ここは捜査機関ではない、という見当違いの詭弁を最後まで執拗に繰り返し、あげく、県の広報課に誘導しました。2017年5月1日16時、フクダ支局長は告訴人との通話において、人権侵犯調査、処理規定第八条に侵犯から一年以内と明記されていることと、警視庁に関することであれば東京法務局の管轄であり、沼田支局の管轄外になることの二点を理由に告訴人の被害届出は救済対象外であると回答しました。これら二つの事実を総合しますと、ハラダおよびフクダは、告訴人届出の人権侵犯事実の調査を故意にしないことにより被害を隠蔽し、殺人を示唆

する複数の脅迫被害を放置し継続させることにより、告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫を行いました。その脅迫の意図は「包囲網の犯行を暴こうとすれば、包囲網の誰かがお前の叔母や猪のようにお前を殺すよ」ということだと思います。

反 P3 上(ハラダ)思うんですね? 思うんですね?(説明)★開口一番 無視 発言類型4 無根 無意味 威力 (私)ハラダさんは人権相談所とみなかみ町人権擁護委員会の事務局を兼ねています。私が1月31日に、 反 P3 上(ハラダ)擁護委員の事務局は兼ねてないですよ(説明)ハラダはイシザカへの取次ぎを拒否し、 かといって連絡先も教えず、 連絡不能にしておりますが、 人権相談所とは別機関のはずですから越権行為だと思います (私)人権擁護委員イシザカに提出した人権被害の届出の内容を把握しております

反 P3 下(私)それにそもそもフクダさんは、 ただ一年と言っているだけで、「継続する行為にあっては、 その終了した日から1年」という重要な条件の説明をおこな、 忘っておりません。「被害はいつ終了したのですか?」と聞かれたならば、「ああ、 そういうことならいざれも今、 現在進行形であり継続中です。」と答えられたとこです。それから、 発生場所による管轄違いについては、 ええ、「人権侵犯事件調査処理規定」第2章救済手続 第1節管轄、 に書いてある通り、 もともと発生地でも居住地でもどちらでも構わないのであり、 回答は明らかに誤りです。このように、 ええ、 ハラダさん、 フクダさんとも判断ミスや憶え違いの範囲を超えた故意による隠蔽であり告訴の妨害であるのは明らかです。すなわち人権侵犯事実を調査しようとせず、 嘘をついて不正に隠蔽したことが実行行為です

反 P4 上(私)ええ、 損害状況について、 告訴人の、 ええ、 精神的法益侵害は極めて多大です。真っ先に人権被害者救済に取り組むべき最右翼の機関が見殺しにしたことで、 告訴人の絶望感や孤立感は当然、 深まりました。またいつ何時叔母の殺害の真犯人やバンターに殺されるかもしれないという絶べ、 絶望感は続きました

反 P4 下(私)人権侵犯事件調査処理規程より抜粋 第14条 (5) 刑事訴訟法の規定により、 文書で、 告発すること、 という方法が明記されております。これを求めて私は、 ええ、 届出をしたわけです

反 P4 下(ハラダ)告訴はうちのほうにはできないので、 告訴できるところに出していただいたほうがいいと思います(説明)朗読した内容を無視 無根 職責放棄 これで三回目の同趣旨の発言です。何か口実をつけて、 見まいとする意図が鮮明です

反 P5 中(私)そんなものに書ききれるようなものじゃないでしょ? 反 P5 中(ハラダ)いや、 これだけが必要なんです。そんな(説明)抗議を無視 無根 職責放棄 持参資料を見ればわかります、 と既に何度も言っていますがあくまで口頭での説明を要求しています。これは申告シートの形式を口実にした受付拒否です。そもそも明細別紙とすれば済むことです。

反 P5 下(私)いや、 経緯を見ればわかります。最新状態、 昨年10月時点で全部、 継続事件が発生してます 反 P5 下(ハラダ)だ、 私は何回も同じことを申し上げてるんすけど、 それを、 それじゃない、 それじゃない、 それじゃない、 っていうふうに、 イマイさんのほうで言ってると、 それが全部継続になってしまったら、 もう果てしなく続いてしまうの、 おかしいですよね?(説明)継続案件であることを無視 無根 職責放棄 無意味 何もおかしくありませんし、 どんなに被害が多くても、 被害者のせいではありません

反 P6 中(私)わかろうとしてますが、 これだけの量をこんな一枚に纏め切れるはずがないでしょ?

反 P6 中(ハラダ)だ、 それは、 うちのほうでは、 処理できないです。うちのほうでできることの範囲を超

えてます。だ、捜査機関なり、その、裁判所なりで判断していただく案件になると思います(説明)発言
類型6 職責放棄 無視 超えている場合の例外規定が無く、また調査の例外規定も無いので二重
に無根 どんなに被害が多くても、被害者のせいではありません。この後も更に同じ趣旨の発言をして
います。

反P7中(ハラダ)じゃ、これは誰なんですか?、具体的に (私)誰って?、沼田署って書いてある 反
P7中(ハラダ)これじゃ、調べに行けないんです(説明)無根(虚偽) 職責放棄 無視 告訴・告発自体
は被疑者不詳でも可能であることから推測して、告発という手段が彼らの規定に有る以上は、調査でき
ないことはないと思います。

反P7下(私)対応が悪いとかじゃなくて、意図的な、故意による隠蔽です。警察は職責上、名前を明かさ
ないことも可能ですから 反P7下(ハラダ)だ、そういうことは、うちではわからないです(説明)直
前を無視 無根(虚偽) 職責放棄 常識です 反P8上(私)いやいや、調べようとして下さい。作為
義務が明記されてますでしょ? さっき、読み上げたように 反P8上(ハラダ)これは、うちのほうで
調べる案件ではないです(説明)朗読を無視 無根 職責放棄

反P8下(私)だから、これ、これを、これに書けるような簡単な案件じゃないでしょ? 貴方は詭弁でご
まかそうとします 反P8下(ハラダ)じゃ、うちじゃもう、む、できないです(説明)抗議を無視 無
根 職責放棄 どんなに被害が多くても、被害者のせいではありません (私)なぜ、何を根拠にでき
ないって言ってる? 反P8下(ハラダ)だ、この、これの範囲です(説明)抗議を無視 無根 職
責放棄 職権濫用 これというのは申告シートのことであり、全てをその様式に収めなければならぬ
という規定はありません

反P9中(私)だから、さっき読み上げたように(5)の告発です、それは、告発 反P9中(ハラダ)どこ
にですか?(説明)自痴化 無視 無根 職責放棄 (私)刑事訴訟法の規定に基く告発 反P9中(ハ
ラダ)犯罪になってるってゆうのを告発するんですか?(説明)★職責放棄 無視 無根 自痴化
(私)当然、将来的にはね、慰謝料請求とか、そういう問題に発展するわけですよ。その可能性としてこ
こに届けてるんです。わかりますか? 反P9下(ハラダ)いや、裁判になるんだったら、うちのほうでは
全然、あの、こういう手続きできないです(説明)★無視 無根 職責放棄 係属未発生です

反P9下(ハラダ)だから、裁判関係になるんであれば、うちは全然、そちらのほうに任せるので、でき
ないです(説明)★無視 無根 職責放棄 係属未発生です (私)開始してなきや、そう言えないでしょ、
いつ開始するかなんて保証は無いんですよ (ハラダ)そちらの手続きをやるんであれば、そちらの手
続きをやっていただければいいわけですよね?(説明)★抗議を無視 無根 職責放棄 係属未発生です
反P10上(ハラダ)でもそういうふうな予定が有るんですよね?(説明)★抗議を無視 無根 職責放棄
これは係属発生を理由にしようとしたと思われますが未発生です (私)予定、予定は無いです、じゃ、
無いです。そんな、決めてるわけじゃないんで、なぜ、それを根拠にするんですか? まだ全然、確定して
ないことなんですよ? 反P10中(ハラダ)だ、裁判所に、告訴とかっていう形の物を作っているって
いうことは、それを予定しているってゆうふうに思われても、うちのほうでは判断しますよね、そ
ういうふうに言えば(説明)★抗議を無視 無根 職責放棄 係属未発生です

反P10下(私)わからないじゃなくて、これ読めばわかりますから受理してくださいってるんです。こ
んなもの一枚に纏めきれる話じゃないでしょ。見ればわかるでしょ? 反P10下(ハラダ)そこまです
るのであれば、裁判所とか警察の話で、うちのほうでできる話ではないです(説明)★ゾンビ化 抗議を

無視_無根_職責放棄 どんなに被害が多くても、被害者のせいではありません

反 P12 中(ハラダ)で、不作為は、不作為が起ったことによって直ちに違法性が有るとか無いとかって判断は、うちではできないです(説明)発言類型 6 _ 抗議を無視_無根_職責放棄 (私)どこが、うちではできないって言うけども、人権侵犯事実の調査をして事実を確認してくださいと言つてるんです、それおかしいですか? それおかしいですか? 最初に戻りますけども 反 P12 中(ハラダ)その判断は、警察のほうにも判断できる規定とか法律があるはずなんです。で、行政処分をした、その根拠がその、警察は警察にあると思うんですよね。その処分に対して、うちのほうが人権侵犯事件だとかつていう判断はできないんで(説明)ゾンビ化_発言類型 1 _ 抗議を無視_無根_職責放棄 (私)しなくていいという規定がどこにあるんですか? だから、警察の組織的隠蔽だと言ってる、警察だけじゃない、読んでもらえればわかるように 反 P12 中(ハラダ)組織的のところには、うちは、あの、踏み込めないですね(説明)★★ゾンビ化_発言類型 1 _ 抗議を無視_無根_職責放棄 犯罪告発義務違反です 反 P12 下(私)何の? だから犯罪事実の隠蔽ですよね 反 P12 下(ハラダ)だ、犯罪事実かどうかを判断するのは、うちではないです(説明)ゾンビ化_発言類型 1 _ 抗議を無視_無根_職責放棄 反 P14 中(私)届出事実の調査をしてください、事実を確認してくださいと、こちらに対して言つてているのと同じ事を言つてはいるだけですか? 反 P14 中(ハラダ)それは、イマイさんのほうから言える話ではないんです(説明)ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄 取次がが、連絡先も教えず、人権擁護委員との連絡を完全に遮断しました。これでは機関としての人権擁護委員の存在意義が有りません

【反 P16 郵便局事件の告訴状の朗読】(私)去年の4月 沼田郵便局のサイトウ郵便配達員が 4月 5日 8時頃 私が玄関先の縁端で居眠りをしていたところに職務上の通常の声掛けを故意にせず 寝ている告訴人の枕元に ゆうパックを置き去りました これは、配達証の受取サインが偽造されていることから見て、故意に職務上の声掛けをせずに無断で入ったものであり、正当な理由の無い住居侵入です 私文書偽造 脅迫の罪 告訴状 I に記載した通り、2009.2.20 のさいたま市での告訴人の叔母、太田まり子の変死の真相が殺害であり、当時の東村山郵便局配達員が年賀状の内容を漏洩させたことにより引き起こされた疑いが強く、サイトウ配達員のこれら一連の行動は、叔母の件の組織的隠蔽を目的とした無言の脅迫行為と思われます 沼田郵便局 オオフジ副部長に対し犯人匿匿等の罪 翌4月6日18時頃の電話において、オオフジは私が「これから行われる現場検証に必要なので配達証の現物を今すぐ持参してほしい」と要求されたのに「一旦回収されたものは本局から絶対に外には持ち出せない決まりになっている」ということでこれを拒否しました しかし後で調べたところ、法的根拠が答えられないと言いました 録音 サイトウ配達員の藏匿と受取サインの偽造の為の時間稼ぎと思われます で、沼田署も、告訴状としてこれを出しているのに、を無視しておりますから、ええ、お決まりの三罪が成立しております 明確な犯罪行為 生存権の侵害でしょうね

反 P16 上(ハラダ)被害は何ですか? ゆうパックが偽造されたってことによって、何が被害が出たんですか?(説明)★★開口一番_朗読を無視_否定する理由が無根_職責放棄_自痴化 (私)いや、精神的被害ですよね、脅迫だって言ってますよね?、脅迫ってのはすべからく、あの、精神的被害なんですよ、おわかりになりますか? 反 P16 上(ハラダ)いえ、ゆうパックが、と、イマイさん宛のものが届いてるんですよね? それで(説明)ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)勝手に届いてるんですよ? いつの、いつの間にか知らぬ間に 反 P16 上(ハラダ)でも、イマイさん宛のものがイマイさんの所に届いで、何か被害の事実が何か出たんですか?(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議

を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)だから精神的な被害、気味悪いでしょう? そんなことされれば、何か特別な意図があってやってることは間違いないですよね? 反 P16 上(ハラダ)いや、それはわからないです(説明)★★ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_自痴化_著しく不合理を超えて、異常です (私)何の為に声掛けせずに忍び込むんですか? 配達員が。おっしゃってください。何の為にそんなことするんですか? 反 P16 下(ハラダ)声掛けをしないといけないというふうになってるんですか? 当たり前で(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄_夜の屋内立入に声掛けが必要なのは、信義則ではなく保安上、当然です。極めて異常な反応です (私)当たり前でしょ? 受取サインが必要なんですよ、声掛けせずにどうやって貰えるんですか? (ハラダ)だから、それで、でも (私)起こさずにどうやって受取サインが取れるんですか? 言ってください 反 P16 下(ハラダ)でも、届いたんですね?(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)貰ってないです、私は。受け取ってないです、受け取ってないのに有るんです。だから犯罪だと言ってるんです。わからうとしてますか? 反 P16 下(ハラダ)だ、イマイさん宛ではないんですか? イマイさん宛ではないものが届いたってことなんですか?(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)だからどうしたの? 知らない間に届いたんですよ? 知らない間に届いたんです、だから犯罪だと言ってるんです。違いますか? 反 P17 上(ハラダ)全くわからないです(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 反 P17 上(私)発言は必要ないですよね? 脅迫というのは、判例として幅広い範囲、あの、あ、範囲を持ってまして、別に言葉は必要ありません。事実経過全体の様子で判断されます 反 P17 中(ハラダ)それは、うちは判断できないですね(説明)★★ゾンビ化_発言類型5_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)判断できないじゃなくて、普通にそうなんですよ、判例として固まっているものを判断できないじゃなくて (ハラダ)じゃ、判例として固まっているものは (私)常識として受け止めてください 反 P17 中(ハラダ)それは裁判所のほうでやっていただくことだと思うんですね。判例で積み重なっているものを(説明)ゾンビ化_発言類型5_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)何度も言いますように、はん、裁判所がやる前に、人権侵犯でしょ? 人権侵犯だから、こちらにお願いしてるんですが。人権侵犯ですよね? 反 P17 中(ハラダ)や、人権侵犯だよっていうふうにおっしゃっても、被害として何があったのかが、私にはわからないです。今おっしゃっている中で。だって、イマイさん宛のものイマイさんに届いて、(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)生存権の侵害でしょ、違いますか? 反 P17 中(ハラダ)わからないです(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)何度も言っているように、何がわからないん? 反 P17 中(ハラダ)イマイさんのところに(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)どこがわからないの? 反 P17 中(ハラダ)イマイさん宛の物がイマイさんに届いて(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)どこがわからないの? 反 P17 中(ハラダ)全て、わからないです、被害が(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 (私)私宛のものが、勝手に届いたら、それは被害でしょ? 反 P17 下(ハラダ)勝手に届くのは、勝手に届くのは、イマイさんの評価です。だから、事実が知りたいんです(説明)★★ゾンビ化_朗読や抗議を無視_否定する理由が無根_職責放棄 警察が隠蔽しているのですから無理な注文です (私)だから、事実は偽造されてます、受取サインが。そのことから推測すれば、当然、黙って入ってるでしょ? 反

P17 下(ハラダ)だ、推測ですよね?(説明)★★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根職責放棄 警察が隠蔽しているのですから無理な注文です (私)だから確定させてください 反 P17 下(ハラダ)それはうちのほうではないです、調査するのは(説明)★★ゾンビ化 発言類型6 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)いや、推測ですよ、もちろん。貴方の判断はすべからく推測です (ハラダ)イマイさん (私)全て下す判断は推測ですよ、だから? (ハラダ)今言ったことの内容でいけば (私)だから、蓋然性として当然、けいせ、経験則上、判断しなきやいけら、クロと判断しなきやいけないケースはいくらもあるでしょう? 全部推測だって言ったら、一つも認めないってことになりますよね? 反 P18 上(ハラダ)や、蓋然性が高いっていうのを判断するには、それなりの蓋然性がわかるものが積み重なっていがないとわかんないですよね?(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)や、わかる、わかんないって、経験則として、当然、認めるべきでしょう? 反 P18 中(ハラダ)で、イマイさんの(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)じゃ、何の為に、黙って忍び込むんですか? 言い逃れしないでください 反 P18 中(ハラダ)だ、届いてるんですよね?(説明)★★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)だから? 反 P18 中(ハラダ)届けば、だって、郵便でゆうのはそもそも(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)勝手に届いてるんですよ? 反 P18 中(ハラダ)だ、イマイさんのですよね?(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)空飛んで来たのか、歩いてきたのか知らないけど、郵便が勝手に届いてるんです 反 P18 中(ハラダ)でも、ゆうパックだから、たまたまそれは、あの、サインが必要なのかもしれないんですけど、普通はポストに勝手に入りますよね? 郵便物って(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 摘示された恣意性を一般論にすり替えようとしています (私)だから ゆうパックなんです、問題にしてるのは、ゆうパックなの。何をごまかそうとしてるか知らないけど、ゆうパックなんですよ、これは 反 P18 中(ハラダ)いや、勝手に、でも、勝手に届いたことで、何が不都合でどういう被害が出たんですか?(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 (私)だから、読み上げましたでしょ? 読み上げましたでしょ? 勝手に届いたってことは勝手に入ったってことなんですよ だからそれが住居侵入であり脅迫だと何度も言ってますでしょ? 反 P18 中(ハラダ)ポストとか、その場所に届けるのに、郵便局が、入らないで届けられないですよね? そもそもそれを、そこに持つてくには、イマイさんの家に(説明)★★ゾンビ化 朗読や抗議を無視 否定する理由が無根 職責放棄 なお、これ以後のハラダの発言はフクダの甲3に含めて記載しています。

フクダ沼田支局長の不法行為(甲2、甲3、甲4反約書より)

- I 2017.05.01 16:00 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田支局(沼田市西倉内町701)への通話(甲2)において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて私の申出を妨害したこと
- II 2018.01.18 09:56 の会見(甲3)において、記述のように、虚偽や詐弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと
- III 2018.01.18 09:56 の会見(甲3)において、救済の申出を途中で不適に打ち切り受付拒否したこと
- IV 2018.01.19 16:53 私の自宅から沼田支局への通話(甲4)において、記述のように、虚

偽や詭弁を用いて私の申出を受付拒否したこと

(説明)「私の申出の要旨」に既述の通りですが、重要なので再掲します。

彼らは皆、最後には侵犯性無と結論することを初めから決めていたことは結果的に明らかですから、フクダが受付拒否の根拠とした三つの理由(①～③)にはそもそも必要性が有りません。また、三つとも規定を調べればすぐにばれるような嘘ですから、普通はつきません。つまり 100%職権濫用の恣意性を示しております。更には二つの問題発言(④～⑤)を加味して総合すれば、私の特殊事情(社会的な孤立状態)を見越した「お前の訴えなんぞ威力で握り潰してみせるぞ」という意図を示しており、不当性を演出して威力を示そうとする意図としか考えられません。

①発生場所による管轄外(甲 2) 規定上は居住地と発生地のいずれも可ですし、また侵犯案件毎に必ず直面する前提条件ですから間違えようが無く、敢えてそれを持ち出しているということは100%故意です。実務的にも問題になるケースは稀だとトミオカも証言しています。

②「継続する行為にあっては、その終了した日から」一年以内という重要な条件の説明を洩らしたこと(甲 2) 内容的に極めて重要な条件であり過失が考えにくいや、甲 2 の中で繰り返していることから、ほぼ故意です。

③精神的法益侵害についての損害額(甲 4) 規定に無く(トドコロの証言有り)、抗議しても言い張っていることから明らかに故意です。

④有力な経験則の否定と無根拠の自信 本人の私の筆跡相違の主張を全く信じなかつたことと、「郵便局員がそんなことするなんて100%信じられません」は、あまりにも対照的であり差別的です。この二つの組合せはそれだけで著しい信義則違反であり、職権濫用の恣意性 100%です。

⑤「だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね?」更に④の直後にフクダへ申し向けたこの発言は、普通は申出人の目の前で口にする言葉ではなく、更に甲 3 反訳書の引用文中だけでも「私達」という表現を多用(12回)していることを総合すれば、脅迫と隠蔽の二つの教唆の意図を示唆しています。

フクダの不法行為Ⅰについて、甲 2 反約書より抜粋

フクダとはこの電話が初対面でしたが、いきなり虚偽理由を連発する点に、悪意が溢れています。

私もかなり敵対的ですが、これはこの時点までのハラダの対応によるものです。

(私)はい、あのう、8年前の話なんですが、被害届を送ったのに、それを完全に黙殺しております 反 P2 中(フクダ)あ、東京の案件はですね、管轄が東京の法務局になります(説明)★★★★無根(虚偽)職責放棄 規定上は居住地と発生地のいずれも可ですし、また侵犯案件毎に必ず直面する前提条件ですから間違えようが無く、敢えてそれを持ち出しているということは100%故意です。実務的にも問題になるケースは稀だとトミオカも証言しています (私)いやいや、それはそちらで転送してください、私はこちらの、今の住所地で 反 P2 中(フクダ)転送はできません、ごめんなさい、管轄が決まっています(説明)★★★★無根(虚偽)職責放棄 (私)住所地に申請してるんですよ? 反 P2 中(フクダ)いやいや、あのう、申し訳ないんですが、人権侵害がねえ、いち、一年以内の侵犯案件なんですよ、うちのほうが調査できるのが。8年前(説明)★★★★無根(虚偽)職責放棄 「継続する行為にあっては、その終了した日から」一年以内というのは極めて重要な条件であり過失が考えにくいや、甲 2 の中で繰り返していることから、ほぼ故意です。 (私)「どこに、そんなことが書いてあるんですか? 反 P5 上(フクダ)まず、管轄が違います(説明)★★★★無根(虚偽)職責放棄 規定上、居住地と発

生地のいずれも可です (私)管轄が違う? 管轄が違うとできないって、どこに書いてあるんですか? 法的根拠を示して下さい 反 P5 上(フクダ)うん、だから東京法務局が管轄になりますよ、管轄っていうのは決まってるわけだから(説明)★★★★無根(虚偽) 職責放棄 規定上、居住地と発生地のいずれも可(私)いや、まだ受理されてないんで、捜査は始まってないんですけども、 反 P6 中(フクダ)はああ、そうするともう、うちは、全く手が出ないですね(説明)★無根(虚偽) 職責放棄 係属未発生です

反 P6 下(フクダ)その警察の、が動いてくれないっていうのは、警察のほうで確認をしてください。それでもし、どうしても、あのう、結果が出ないということであれば、先ほどおっしゃったように、やっぱり告訴しないとこれはもう決着は付かないと思いますよね(説明)★発言類型5 警察の隠蔽の訴えを無視 無根 職責放棄 無意味 飛躍 威力

フクダの不法行為Ⅱ、Ⅲとハラダの不法行為Ⅲについて、甲3反約書より抜粋

反 P19 上(私)これが受取証なんですよ、この筆跡と、私の筆跡、これなんですが、明らかに違うんです 反 P20 上(フクダ)認めたんですか? おうちの中に入ったってことを (私)それを認めないんです 反 P20 上(フクダ)ああ、そうでしょうね、入ってないと思いますよ、私 (私)ですが、筆跡鑑定すれば、これは明らかに 反 P20 下(フクダ)じゃ、筆跡鑑定したほうがいいんじゃないですか?(説明)★★発言類型5 無視 無根 職責放棄 無意味 威力 警察による隠蔽を訴えているのですから全く問題解決にはなりません。私が社会的に孤立している状況を見越した上の足元を見た発言であり、包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)人権侵犯事実を確認してくださいと 反 P20 上(フクダ)人権侵犯、私達は、それちょっとねえ、サイトウさんていうかたが、玄関を開けて、わざわざマイさんの枕元まで行つたっていうことは、ちょっと信じられない(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)信じ、状況的に信じるべきですね? 反 P21 上(フクダ)信じられない(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)経験則として、じゃ、何%だと? 反 P21 上(フクダ)100%信じられない、だからそれは、じゃあ、サイトウさんが、玄関開けて入つて来たという、何か、誰かが見てたとかいう、そういう状況証拠みたいなもの有りますか?(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 ★★★★有力な経験則の否定と加害者への無根の盲信はあまりに不公平であり著しい信義則違反です 自分の筆跡というは経験則の中では格段に信憑性が高いと思います。それを全く信じなかつことと、「100%信じられません」は、総合すれば極端に対照的であり恣意的な差別的であり異常な判断です。職権濫用の恣意性も100%です。 (私)だから、偽造されてますから、そこから推測されます 反 P21 上(フクダ)だから偽造は、誰が偽造したって言つたんですか? サイトウさんも認めていない、(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)はい、 反 P21 上(フクダ)で、偽造したっていうのは? (説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)犯人ですから、認めるわけないじゃないですか? 反 P21 上(フクダ)いやいやいや、だから、偽造したっていうのは、じゃあどうして偽造した?(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)筆跡だからです、何、何度も言わせるんです、筆跡が違うからです 反 P21 中(フクダ)だから、筆跡が違うかどうかわからない、私達には。だから、私達にはそんなこと、信じられないんです。常識的に言って、郵便局のかたがわざわざね、玄関開けて入つてくるっていう(説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 わからないのと無いのは全く違います。論理矛盾です (私)常識で、やらないことをやるから脅迫なんんで

しょう? (フクダ)いや、いやや、 (私)それはおわかりになります? 反 P21 中(フクダ)だから、信じられないんですよ、そういうことを、郵便局のかたがね、何の、あの、利益も無いのに、わざわざ(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)や、根拠無く信じられないってのは困るんです 反 P21 中(フクダ)信じられないんです(説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠にならないと言っています

反 P21 中(フクダ)信じられないから、だから、実はこういうような証拠があつて言つてゐるんですよ、ということを言ってもらわないと私達、信じられない、だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね? 私達が、それはそうだねって信じないと(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 フクダへ申し向けたこの発言は、普通は申出人の目の前で白にする言葉ではなく、更に甲3反証書の引用文中だけでも「私達」という表現を多用(12回)していることを総合すれば、脅迫と隠蔽の二つの教唆の意図を示唆しています (私)それは、認めなければ何もなくていいと言つてゐるのと一緒にですよ。 (フクダ)それはそうだよね、それはひどいよねっていうこと (私)認めないことによる隠蔽です、それは 反 P21 下(フクダ)ああ、じゃ、隠蔽っていうことにしてください。私達は信じられないです、信じません、信じられないもん、だって郵便局の人がさ、何の利益も無いのに、人ん家に入つてくるなんて信じられないもん。 (私)だから、さつき、言つてますでしょ? さつき、言つてますでしょ? 読み上げたの聞いてました? (フクダ)聞いてない、聞いてない、これのことについて、今、申し上げてるんです(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 聞いてないならハラダに確認すべきです (私)8年前の東京での殺人 反 P21 下(フクダ)それとこれとは違う、別の話です。これのことについて今、話をしています(説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 これは露骨な発言妨害です (私)はい、だから、今、その話をしているんです (フクダ)だから、 (私)何の為にするかを、動機を今、お訊ねになつてるんですね? 反 P21 中(フクダ)ごめんなさい、郵便局のかたが勝手に家に入つて來たということについて、今、お話をうかがいました(説明)★★これは露骨な発言妨害です (私)はい、 反 P22 上(フクダ)なので、それについてちょっと、確認します。 (私)はい、 (フクダ)サイトウさんは認めていない、 (私)はい、 反 P22 中(フクダ)私達も郵便局の人がまさか、勝手に入るとは思えない、だから(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)どうして? それが、それが 反 P22 中(フクダ)思えないもん、だって。そんなことしないもん、普通(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 与件の恣意性の下の話を一般論にすり替えています (私)それは、あの、人間なら犯罪をしないと言つてゐる詭弁と全く一緒ですね? 論理は 反 P22 中(フクダ)そうじゃない、だって私達、公務員ですから、人ん家、勝手に入らないもん。郵便局の人もそんなこと絶対しないと思ってる。だからです(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 指摘を最初に否定しながら、その後が詭弁です。トミオカと同様です。「100%」と「絶対」の揃い踏みです (私)思つてたら? (フクダ)だから、だから (私)捜査機関なんて要らないでしょ? そうしたら (フクダ)だから、だから、イマイさん、イマイさん (私)無い言つてゐるのと一緒にですね? 反 P22 中(フクダ)違います、イマイさん、だから、サイトウさんが勝手に入つて來たという証拠になることはありませんか? って言つてゐる(説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)だからそれ筆跡だつて。他にもありますよ 反 P22 中(フクダ)だから、筆跡が違うって言つるのは、どういう証拠が有つて? (説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 無根

職責放棄_威力 (私)だから (フクダ)これと違う話、今、この話、今、この話 (私)コタツの上のボールペンを使って告訴人が書いたとのは、ことであるが、直後の確認ではボールペンのインクの色が違ってました (フクダ)だ、ちょっと待ってください、サイトウさんは認めてないんでしょ? (私)何を? (フクダ)これを書いたって (私)認めてないですよ、それがどうしたの? これは何? (私)これって? サイトウの主張では、 (フクダ)サイトウさんが認めたって? (私)コタツの上のボールペンを使って告訴人が書いたと、言ってるんですよ (フクダ)サイトウさんは主張してないって、さっき、言ったじやん? (私)何を? (ハラダ)サイトウさんは、イマイさんが、コタツの上からボールペンを出して書いたって (フクダ)あ、ああ、イマイさんの想像ですね、ああ、ごめんなさい、 (私)直後の、直後の (ハラダ)告訴状っていう形式の物をお持ちなの、お持ちんなって、今日は来てるんです (私)これは説明資料としてそういう名前の物を出してる (フクダ)じゃ、じゃ、イマイさんが、ボールペンを? (私)ええ、コタツの上のボールペンを使って書いたと主張してます、サイトウは (フクダ)はいはいはいはい、 (私)だけど、私の使ったボールペンは三色ボールペンでして (フクダ)え? だって、書いてないんでしょ? (私)そう言ってる物はね、一々上げ足取らないでね、 (フクダ)ややや、だ、ごめん、ごめん、 (私)サイトウさんは、私が使って書いたと言っているボールペンは、 (フクダ)うんうん、 (私)三色で、青んなってたんです。ちなみに、この現物は黒で書かれてます (フクダ)サイトウさんは、イマイさんが、青のボールペンで書いたって言ってるんですか? (私)違う、その色の違いに気付かないから、私がコタツの上のボールペンを使って、取って、自分で書いたと言つてますが、そのボールペンは青色がセットされました。ちなみに、この現物は黒色のインクで書かれています 反P23中(フクダ)青色がセットされたって、だって、そんなの後で変えれば変わっちゃうじゃない? (説明)★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_私の主張は片端から否定します (私)変えないから。直後の電話の遣り取りして、ええ、そうなの? つって、見たら、青んなってました。それが状況証拠です、一つのね 反P23中(フクダ)それが状況証拠に? (私)変えないよ、わざわざ。人を嵌め、嵌める趣味無いもん 反P23中(フクダ)ふうん、でもそれは、ごめんなさいね (説明)★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_ (私)それは信義則、それは郵便配達員が悪いことしないと同じ、信義則として、わざわざ私が嘘をつかないという信義則です、はい 反P23中(フクダ)でも私達(説明)★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_極めて有力な状況証拠だと思いますが、これも否定しました (私)いいですか、次ね、インクの成分分析をすれば、コタツの上のボールペンと、このイン、書かれたインクの色、成分は、変わ、異なるであろうことが予想されます 反P23下(フクダ)異なってましたか? (説明)★★発言類型5_無視_無根_職責放棄_無意味_威力_警察による隠蔽を訴えているのですから全く問題解決にはなりません。私が社会的に孤立している状況を見越した上で足元を見た発言であり、包囲網としての威力を示す言葉です。 (私)それは調べないとわかりません 反P23下(フクダ)ああ、じゃ、調べないと (説明)★★発言類型5_無視_無根_職責放棄_無意味_威力_既述の通り包囲網としての威力を示す言葉です。 (私)「それからね、触らないとサインできないはずの配達証から告訴人の指紋が一切検出されません。これは調べればわかります 反P23下(フクダ)(ハラダ)じゃ、だから、調べればいいじやん (説明)★★発言類型5_無視_無根_職責放棄_無意味_威力_既述の通り包囲網としての威力を示す言葉です。 (私)調べてないから、沼田署

をここに、あの、犯罪者として挙げてるんです。調べないことが隠蔽だから。組織的隠蔽。 反 P23 下(フクダ)調べてないことをそんな風に書い、書いちや、書いたら、まずいじゃないですか?(説明)★ゾンビ化 発言類型5 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 既述の通り包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)だけど、調べれば確定しますから 反 P23 下(フクダ)じゃ、調べたほうがいいですよ(説明)★★ゾンビ化 発言類型5 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 既述の通り包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)(苦笑)だから、調べれば確定するんです 反 P24 上(フクダ)だから、調べたほうがいいですよ。だから、だから、うん(説明)★★ゾンビ化 発言類型5 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 既述の通り包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)そういう事実がいっぱい重なれば、当然、経験則として 反 P24 上(フクダ)経験則じゃなくて、事実の積み重ねとしてね、そういうことが全部事実であれば(説明)★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 (私)経験則として、99%以上の確信を持っていただくべき話を羅列してるんですよ 反 P24 上(フクダ)私達はこれがちょっと信じられないで、(説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 (私)だから、信じられないことが異常です 反 P24 上(フクダ)じゃ、異常で、異常で、はい(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)で、私に受け取った記憶がまるで無いんです、それもおかしな話ですね 私そんな耄碌してるわけじゃないんで、認知症でもないんで。それから、ゆう パックの現物が告訴人、私の顔の横に有ったんです、まさに。で、私、寝転がつますが、寝転がる前に、そのまま転がろうとすれば邪魔になるんで普通は片付けるはずですね。そんな状況で、寝転ばない 反 P24 中(フクダ)はすってゆうのは駄目だと思うよ(説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 自覚有、極めて横暴 (私)いや、駄目とかじゃなくて、蓋然性、蓋然性 反 P24 上(フクダ)蓋然性じゃないよ、(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 とにかく片つ端から否定します (ハラダ)蓋然性じゃないですよね、イマイさんの生活パターンがわからないので (私)それから、いつもなら再配達を受けたら、すぐ破り捨てるはずの配達証がそのまま残っていたこと (ハラダ)それは、イマイさん (私)これは、配達が無かつたと、無かつたことを証明していると 反 P24 中(フクダ)私達が、これはちょっと、人権侵犯だなと思うような証拠にはならないですね(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)ならないと思うこと自体が異常です 反 P24 中(フクダ)はい、じゃ、異常ということで(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)はい、そ、それ、そういうのが一つの告訴状としてあります 反 P24 中(フクダ)じゃ、告訴してください(説明)★発言類型5 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 既述の通り包囲網としての威力を示す合言葉です。 (私)いや、告訴してくださいじゃなくて、人権侵犯被害の届出をしてるんです。わかりますか? 告訴するしないは私の勝手です (ハラダ)「人権侵犯被害の届出? そうですね、はい (私)はい、 反 P24 下(フクダ)ただ、私達は人権侵犯としてはお受けできませんということです(説明)★★抗議を無視 無根 職責放棄 (私)どうしてできないの? どうして受けられないの? 反 P24 下(フクダ)(ハラダ)だから、被害が無いです(説明)★★ゾンビ化 発言類型7 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)受けられないこと、受けられないこと自体が、門前払いですよね? 人権侵犯です 反 P24 下(フクダ)門前払いって、人権侵犯だと思わないっていうことです。私達は人権侵犯だと思わない(説明)★★ゾンビ化 発言類型7 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)思わない根拠を

示してください。調べる前にどうしてわかるの? 反 P24 下(フクダ)だってそんな、郵便局の人が郵便物を配達して人権侵害だとは思わないからです(説明)★★ゾンビ化 発言類型7 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)配達してないもん、だって。配達という行為ではないですよ。黙って入るというのは配達という行為ではないです 反 P25 上(フクダ)じゃあ、それは、どういう証拠を以って、イマイさんがそうおっしゃっているか?っていうことをお聞きしましたが、それを聞いても、それが私達に取って人権侵犯だというふうに理解ができなかったので、これは人権侵犯だと私達には判断、考えられないで、こ、これについては受けられないです(説明)★★ゾンビ化 発言類型7 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)じゃ、人権侵犯事実の、を届出るために、ええ、資料をお持ちしてあるんですが、これを一旦受け取って 反 P25 上(フクダ)できない、受け取れません(説明)★★★途中打切りによる受付拒否 ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)ご判断いただけるんですか? 反 P25 上(フクダ)(ハラダ)受け取れません(説明)★★★途中打切りによる受付拒否 ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)門前払いですね? 反 P25 上(フクダ)(ハラダ)はい(説明)★★★途中打切りによる受付拒否 ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄

フクダの不法行為IVについて、甲4反約書より抜粋

前日の不当な対応(甲3)に、私はかなり憤慨しております。

反 P1 上(フクダ)昨日、お断りしましたよね?(説明)★★受付(説明再開)拒否 無視 無根 職責放棄 (私)ええ、理不尽な、不当な理由でね? 反 P1 上(フクダ)だから、被害、被害がわからないから、それではできませんよ、ってことでお断りしましたよね?(説明)★★受付(説明再開)拒否 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)だから、被害をご説明しますと言ってるんですが? 反 P1 上(フクダ)昨日、説明できなかつたじゃないですか?(説明)★★受付(説明再開)拒否 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)できなかつたじやなくて、認めなかつただけでしょ? 説明しますよ、充分。

反 P1 中(フクダ)黙って聞け? (私)ええ、 反 P1 中(フクダ)★悪いけど、貴方、私達に調査してほしいって言ってんじやないんですか?(説明)職権濫用 威力 (私)ええ、黙って聞けよ、だから。続々があるつってんだよ。だから、郵便局がおかしいんじやない、本当におかしいのは警察だよ。そのとき、現場検証を頼んだのに5人警官、警官が来たのに現場検証しないで帰った。通報内容を無視して帰った。その翌日、私が持ち込んだ告訴状をもいまだに無視している。その告訴状の内容は、昨日お見せした、昨日説明した内容とほぼ同じだ。 反 P1 下(フクダ)ああそう、昨日おうかがいしました。(説明)知っていたそうです (私)だから、警察が、それを無視するということが異常だよね? 反 P1 下(フクダ)それは警察に言ってください。(説明)★★発言類型5 無視 無根 職責放棄 無意味 威力 警察による隠蔽を訴えているのですから全く問題解決にはなりません。私が社会的に孤立している状況を見越した上での足元を見た発言であり、包囲網としての威力を示す言葉です (私)いや、言ってくださいじやなくて、そう思うでしょ? そう判断できるでしょ? だからこそ警察による人権侵害なんですよ。 (フクダ)けい (私)そう思いませんか? 反 P1 下(フクダ)思いません。(説明)★抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)異常です、それは。思いませんか? 反 P2 上(フクダ)思いません。(説明)★抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)もう一度聞きます、思いませんか? 告訴状を無視してるとどういうことなんですか? 警察が。 反 P2 上(フクダ)うちは告訴を受けるところではありません。(説明)★発言類型3 職責放棄 抗議を無視 無根 飛躍 威力

反 P2 中(フクダ)だからそれは警察に言ってください。(説明)★★発言類型5_無視_無根_職責放棄_無意味_威力_既述のように包囲網としての威力を示す言葉です。(私)警察に言うんじやなくて、貴方がたはその違法性を判断する立場でしょう? そういう役職でしょう? 反 P2 中(フクダ)すいません、そうじゃないんです。ごめんなさいね。(説明)★★ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_自痴化_威力_(私)侵犯事実の確認をしてください。反 P2 中(フクダ)そういう仕事はしてないんです。申し訳ないんですけど。(説明)★★ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_自痴化_威力

反 P3 上(フクダ)脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか?(私)そういう質問は必要無いでしょう? (フクダ)脅迫って、具体的にどういう脅迫ですか?(私)だから、昨日説明したでしょ? それは。録音されてますよ。「我々はいつでもこのように、お前の隙をついて忍び込んで、お前の命を奪えるのだよ」という脅迫です。

反 P3 下(私)精神的法益侵害だって言ってるじゃない? 反 P3 下(フクダ)だから、それによって、どのような損害を受けましたか?(説明)★★★★無根(虚偽)_ゾンビ化_抗議を無視_職権濫用(私)はい? 損害、著しく、あの、絶望感と、あの、恐怖感に打ちひしがれました。反 P3 下(フクダ)それをどういうふうに証明することができますか?(説明)★★無根(虚偽)_ゾンビ化_抗議を無視_職権濫用(私)それ、証明する必要があるんですか? 貴方、言ってることおかしくないですか?

反 P4 中(フクダ)具体的にどういう損害がありましたか? って聞いてるじゃないですか。(説明)★★★★無根(虚偽)_ゾンビ化_抗議を無視_職権濫用(私)精神的法益侵害を証明しようが無いでしょ? たいへんな恐怖と苦痛、精神的苦痛を与えられました。反 P4 中(フクダ)そういう苦痛を与えた結果、どういうふうになりましたか?(説明)★★★★無根(虚偽)_ゾンビ化_抗議を無視_職権濫用(私)どういうふうになる必要があるんですか? 反 P4 中(フクダ)だから、そこを書かなくちゃならないんですよ、私達は。(説明)★★★★無根(虚偽)_ゾンビ化_抗議を無視_職権濫用_そんな規定は有りません(私)いやいや、どういうふうになる必要があるんですか? そこは書く必要が有るんですか? 反 P4 中(フクダ)そうです、書く必要が有るんです。(説明)★★★★無根(虚偽)_ゾンビ化_抗議を無視_職権濫用_そんな規定は有りません

反 P5 上(私)無いものねだりです。反 P5 上(フクダ)はい、受付できません、申し訳ないです。(説明)★★★★虚偽の理由で受付拒否_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_威力

トドコロ ジンジの不法行為(甲5反約書より)

I 2018.01.23(甲5)の会見において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと

II 2018.01.23(甲5)の会見で、救済の申出を途中で不当に打ち切り受付拒否したこと
(説明)トドコロは現役弁護士であり、人権擁護委員(人権相談所相談員)としての対応です。

トドコロは極めて不公平に私の全主張を否定し、加害者側の弁護士になりきっています。この会見は職権を濫用して相手側の抗弁を突きつけてみせることによる、包囲網の威力による洗脳です。トドコロは、加害者らによる犯罪である、つまり正当業務ではないとする私の主張を、根拠無く無視し、否定し、(彼らの正当業務行為だから)違法性は無い、という趣旨の主張を、延々と繰り返します。特に警察については、「捜査機関の判断には介入できない」という、おそらくは公益優先論と思われる無根の答弁を延べ二十回以上展開しております。

最大の謎は、当事者本人の私しか知らないはずの相手側の主要な論点の全てを、なぜトドコロが知りえたか? という点であり、また、弁護士法1条等の職責に鑑みて極端に偏った不公平な見解ばかりであり、恣意的過ぎる点も総合すれば、トドコロが包囲網であることを示唆しております。

トドコロの不法行為I、IIについて、甲5反約書より抜粋

反P3上(私)はい、ですから、それもこれ、基本的には生存権と平等権です。 (トドコロ)生存権? (私)はい、基本的には無視されてますから、一切の届出を。 反P3上(トドコロ)無視、無視するってゆうのはね、あのう、例えば、刑事事件の被害届出したとして、それが被害が、被害の内容が書いてなければ、無視されたってしようがないですよね? ★★(説明)無視 無根 職責放棄 威力 受理しない理由を告知しなければ不当な受付拒否に当りますから、無視はできません。 これは警視庁が被害届2009を無視したことの代弁そのままですが、重要なのは、私が説明する前の発言であることです (私)なるほど、(トドコロ)具体的に、いつ、どこで、誰から、どういう被害を受けたのかっての、 (私)ええ、反P3上(トドコロ)そういうことをちゃんと訴えないと、聞くほうはわかんない、動いていいかどうかもわからない、回答も必要無い。 ★★(説明)無視 無根 職責放棄 威力 受理しない理由を告知しなければ不当な受付拒否に当りますから、このように言える筈はありません (私)そうですね、だけども、全く本人の意思を、確、わかんないんでしょ? だったら、本人の意思を確認すべきですよね? 反P3中(トドコロ)逆、逆、★★(説明)抗議を無視 無根 職責放棄 威力 受理しない理由を告知しなければ不当な受付拒否に当りますから、このように言える筈はありません (私)それをしないで、全く無視するということが実行行為だと言ってるんですよ、それが警察の実行行為です。 反P3中(トドコロ)だって、被害があったかどうかわかんないのにね、(説明)抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)いや、一切、本人と連絡を取らないのは、無条件に違法だと思いますよ。 反P3中(トドコロ)いやいや、そんなことない。 ★★(説明)抗議を無視 無根 職責放棄 威力 反P3下(私)無視するという正当性がありますか? 取扱、正当な取扱ですか? それは。 (トドコロ)そうです。 ★★(説明)抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 威力 受理しない理由を告知しなければ不当な受付拒否 反P5上(私)告訴状の中の一つに郵便局の事件がありまして、それを読みあげて説明したそばから、「今井さんの郵便物が届いたんだからいいじゃない、何が被害なの?」「私は受け取っていないし、寝ている間に黙って忍び込んで置き去ることを配達とは言わない。」 本人の私の、私がサインの筆跡が違うと言っているのに、(フクダ)「それで、それはうちでは判断がつきません、筆跡鑑定してもらってください。」「だから、それをしなかった沼田署は、もちろん被告人に挙げています。」(フクダ)「郵便局員が絶対にそんなことするわけない、100%信じられません。」「それなら人はすべからく犯罪をしない、と言っているのと同じことで明らかに詭弁ですと、ね?」と指摘し、他の状況証拠を説明してもなお判断を見直しませんでした。(フクダ)「私達が信じないと調査には入れない。そうだよね?」とハラダに同意を求めました。この発言は隠蔽と、もちろん隠蔽を示唆しております。だけども、被害者の前で普通、口にする言葉ではありません。ですから、脅迫をも同時に示唆しております。

反P5中(私)最後に、「説明の為に持参したこの提出資料を預かって、読んでみた上で侵犯事実の有無を判断してください。」と要請したのに、二人揃って「いいえ、できません。」と口を揃えました。「それは門前払いですね?」との問い合わせに、二人揃って「はい」と答えました。そして、まだ十分の一ぐらいしか説明が終わっていないのを承知のうえで、被害が見当たらないとして不當に受理拒否しました。少なくとも、読み上げた両名への告訴状により、罪状と被害を説明済みであり、何ら反論もしないで、

侵犯事実が見当たらないと断じたことは隠蔽です。

反 P5 下(私) それから、翌日、これは、あの、人権擁護局と、こちらに一旦、午前中、お電話した上で、ゆ、翌日の夕方、ええ、支局に電話した時のやりとりです。ええ、フクダ支局長とのやりとりですが、「救済の申出の手続きの説明に伺いたいのですが」と切り出すと、「昨日お断りしましたよね?」と最初から不当な受理拒否、受付拒否を続ける構えでした。

反 P6 上(私) 「脅迫なんだから著しい恐怖感や絶望感です。他に何が必要ですか?」「例えば金額に換算すれば損害いくらですか?それがないと報告書が書けないから受けられません」

反 P6 中(トドコロ) うん、だ、まあ、今聞いてる限りで、特に間、対応に問題があるとは思えませんけどね。一番どこが問題だと思うんですか?★(説明) 開口一番 朗読を無視 無根 職責放棄 威力 沼田支局の違法性は「私の申出の要旨」に既述の通りであり、まさに犯罪的であり、問題が無いなどと言えるはずはありません。これは沼田署マキシマやフクダやハラダと同様で、読み上げて説明したそばから査定してみせることによる威力の類型です。

反 P6 中(私) 見たうえで判断したんだったら、そうですね。見てないんですよ。それが不当だと言ってるんです。見てないんです、届出内容。

反 P7 中(トドコロ) 一番ひどいと思うのでいいですよ。こんなひどいことがあったってゆうのを。

(私) 一番ひどいの? 一番ひどいのはね、ええ、ええと、昨年10月7日ですね、ええ、私は、沼田署ハギワラに、ええ、銃砲、銃声の通報をしました。ええ、この日の10時50分頃の銃声の事実と、先月前半も数発の連続した銃声が身の周りで二回あったことを伝え、それらが高橋和俊グループによる追加の脅迫行為と思われること、更には、今はまだ禁猟期間中のはずであり不審であることの事件性を強調し捜査を要請するも、今日まで完全に無視しております。これは、あの、猟銃、あの、禁猟期間中ですから、ええ、特例は、あの、町の獣害対策センターで特例を出すことができるんですが、その特例を調べた形跡もありません。これは町の獣害対策センターに確認どつ、取ってあります、年末に。一切何も対応しておりません。

反 P7 下(私) だから、動かないのが異常です。それが人権侵害だと言ってるんです。 反 P7 下(トドコロ) や、だけど、そら、警察の捜査権の問題であって、(説明) ★発言類型1 無視 無根 職責放棄 威力 告訴状Ⅱに記載されている脅迫罪の主張を無視しています。この捜査機関の捜査権の主張をこの後、延々と二十回以上繰り返しますが、その一部のみ引用します (私) 捜査権どころじゃないでしょ? これ110番の法理が丸ごと適用されるケースですから、動かなかつたら無条件に違法ですよ、生存権の侵害です。

反 P7 下(トドコロ) 仮にそれが違反であるとすればね、狩猟法違反かなんかで警察が動くか動かないかという問題であって、貴方が被害者という問題ではないんですよ。だから貴方それ★(説明) 無視 無根 職責放棄 威力 脅迫罪の主張を無視していますし、それを否定するなら逆に公益侵害の惧れをなぜ放置するのかが問題です (私) いや、だから、私がね、私が主張している猟銃事件との関連が非常に疑われますでしょ? 反 P8 上(トドコロ) あの、第三者としてね、告発はできますよね、告発はできるけども、告発した結果、警察がうごくかどうかというのは、ほら、それは警察の判断であって★(説明) ジンピ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 またも脅迫罪の主張を無視しています 反 P8 上(私) ええ、ええ。事件性を主張して、強調してるので、それを無視してるというところが、警察として異常です。それは故意の隠蔽です。 反 P8 上(トドコロ) だから、警察が動くか動かないかというのは、

警察の判断だし、警察が判、動かないんで困るっていうんなら、今度、検察庁へね、告訴するという方法もあります。(説明)発言類型1_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_脅迫罪の主張を無視
反P8中(トドコロ) 後は、法務大臣だとか、そんな、そんなとこ出したって、意味無いですよ。(説明)
★自治権侵害_無視_無根_職責放棄_威力

反P10上(トドコロ)誰が鉄砲撃ったかなんて、警察だって、見てたわけじゃないんだから、わからない
でしょ?★(説明)ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_詭弁_無意味_威力_普通こんなこと言わ
ない (私)(苦笑)調べるのが仕事じゃないですか? (トドコロ)いやいや、だから具体的にね
(私)禁獵期間中に、あの、発砲があれば、当然、住民は不安に思いますよね? 当たり前に。どうして調
べないん?

反P10下(トドコロ)だから、こ、こんなに色々書いてあるからね、こんなことをしたって無意味ですよ
つつってるん。検察庁で終わりですよって言うん。★(説明)自治権侵害_無視_無根_職責放棄_威力
公益侵害の恣意性を無視しています (私)はい、あの、実務的にはそうだと思います。 反
P10下(トドコロ)だから、検察庁へ行って、告、告発状を出して、で、後は検察庁が警察を指揮して動か
すかどうかっていう、そういう問題なんってくる。検察庁だって自分じや動きませんからね、ただ、警
察を指揮する権限があるから、検察官に、が警察にこういう点を調べなさいと、言ってくれれば警察が
動くわけですよ、実際問題はね。だ、こんなことすると、かえって信憑性無くなっちゃいますよ。ちゃ
んとそうゆう手続きをね、すべきとこでしなきやいけない。★(説明)自治権侵害_無視_無根_職責放
棄_威力_そういう機関の不作為が被害だと訴えていますが 反P10下(私)なるほど、それはそう
だか、そうだと思います、はい。で、戻りまして、あの、支局の対応の違法性について、いかがお考
えでしょうか?特に、直近の対応は違法性が極めて高いと思いますが? 反P11上(トドコロ)ただ、さ
つき言ったように、今の内容だとすれば、警察や検察庁との間の問題であって(説明)★ゾンビ化_発
言類型6_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_私が沼田支局の違法性は「私の申出の要旨」に既述
の通り、まさに犯罪的であり、人権侵犯でないなどと言えるはずはありません (私)いやいや、同時に
進めて、どこが悪いんですか? 民事は相談所、刑事は検察庁と、同時に進めて、どこが悪いんですか?
そういう決まりが有りますか? 反P11上(トドコロ)いやいや、だから、法務局で扱うのは人権侵犯と
いうことを扱うんであって、(説明)★ゾンビ化_発言類型1_抗議を無視_無根_職責放棄_威力
(私)ええ、 反P11上(トドコロ)犯罪の捜査をするわけじゃないですから。(説明)★ゾンビ化_発
言類型1_抗議を無視_無根_職責放棄_威力 反P11中(私)いや、だから、警察が聞い掛けに応え
なかつたっていう事実が重要なんですよ、後から。(トドコロ)あ、それはもう警察の判断だから、(説
明)★ゾンビ化_発言類型1_抗議を無視_無根_職責放棄_威力 (私)行政的におかしいでし
ょ?

反P12中(トドコロ)いや、そら警察の判断、ちょっと待って、警察の判断で動くかどうかを決めると。(説
明)★ゾンビ化_発言類型1_抗議を無視_無根_職責放棄_威力

反P12中(トドコロ)だからさ、動くか動かないかは警察・検察庁の判断であって(説明)★ゾンビ化_発
言類型1_抗議を無視_無根_職責放棄_威力 (私)はい、刑事事件であると同時に人権侵害です
よね? 明らかに、生存権の侵害ですよね? (トドコロ)だ、侵害してるかどうかわからんないわけ
(私)わかるでしょう?

反P12中(トドコロ)そういう問題については、刑事事件に当るものについては、警察、検察庁にやって

もううしかないんですよ。(説明)★ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根_威力
(私)わかるでしょう？って。わかんなくても、少なくとも否定はできないわけでしょう？どうしてそれで、あの、事実が無いとして断れるんですか？反P12中(トドコロ)警察、検察庁がすべきことを法務局の人権擁護委員会でするってことはできないんです。(説明)★★ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根_威力(私)そりや、捜査、捜査しろって言ってんじゃない、調査をしてくださいと反P12中(トドコロ)どうやって調査すんですか?(説明)ゾンビ化_職責放棄_無視_無根_威力(私)はい？だから、読み上げたでしょ？第11条3項に基く調査であることを明示した書面により行えばいいんですよ。反P12下(トドコロ)じゃ、誰に出すんですか？それを。(説明)ゾンビ化_職責放棄_無視_無根_威力(私)そら、警察でしょうね、沼田署。反P12下(トドコロ)いや、それは警察が人権侵害してるという前提であればそうですけども、(説明)ゾンビ化_職責放棄_無視_無根_威力(私)はい、(トドコロ)鉄砲を撃ったって人は、また別の人なんでしょ？警察が撃ったわけじゃないでしょ？(私)あ、それ、そちらも、そちらも人権侵害です。だけど、私が主に問題にしてるのは警察組織なんです。反P12下(トドコロ)だから警察が動くか動かないかっていうのは、そら、警察・検察庁の判断であって、そこへ人権擁護委員が介入する余地は無いってこと。(説明)★ゾンビ化_発言類型1_抗議を無視_無根_職責放棄_威力(私)人権侵害を、侵犯の、か、か、か、あ、加害者が、ええ、公的機関だったら捜査、あの、調査しないという規定もあるんですか？それが隠蔽だと言ってるんですよ。たとえ相手がなんだろうと、調査すべきことはしてくださいよ。反P13上(トドコロ)具体的にはじやあ、何をするんですか?(説明)★★ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_威力(私)何をするって、書いてあるでしょ？この提案書通りにやってくださいなぜできないんですか？どこに違法性があるんですか？この提案に。反P13上(トドコロ)あの、違法性が無くても必要性が無ければ動けないです。(説明)★ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_威力(私)必要性じゃなくて、作為義務を明記されてる、作為義務を指摘、指摘してるでしょ？人権擁護委員どいうのは、反P13上(トドコロ)人権侵犯の疑いがあればね、(説明)★ゾンビ化_職責放棄_無視_無根_威力(私)疑われないんですか？反P13上(トドコロ)疑われません。そら、警察・検察庁は独自の判断がありますから、そこへそんな人権擁護委員が介入するなんてことはできません。(説明)★★ゾンビ化_発言類型1_抗議を無視_無根(二重の虚偽)_職責放棄_論理矛盾_威力_捜査機関が犯罪をしないという保証も無いし、人権相談所が判断しなくていいという根拠も有りません。また、判断できないのと疑われるのは全く別です。(私)どうして？な、何を根拠にそう言ってるん？法的根拠を示してください。反P13中(トドコロ)逆に、法的な根拠が無きや動けねえんですよ。(説明)★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄(私)や、法的根拠はあるじゃん、だから。例外規定なんか無いでしょ？人権、人権擁護委員法に。反P15中(私)んん、元はそうですけど、検察庁の対応の不正を、また別の告訴状で告訴したってことです。だけどそれは、一旦、今、取り下げてますけど。反P15中(トドコロ)あのう、さくい話ね、そういうことばっかやつてると、もう相手にされなくなっちゃうんですよ。★(説明)自治権侵害_無視_無根_職責放棄_威力(私)そういうとこばっか？(トドコロ)重要なことはね、ちゃんと、適式な書類にして、資料を添えて、提出すればいいんですよ。(私)はい、それで、あのう、まあ、弁護士さんにも、無料相談、有料相談を繰り返してまして、延べ11人当って、仕事の依頼をしてるんですが、全部断られてます。これは何を意味します？何人断られたら組

織的だと言えますかね?日弁連もいざれ、訴えるつもりです。 反 P15 下(トドコロ)だから、そういうことをやってると、駄目ですよ、つってるんですよ。 ★★(説明) 自治権侵害_無視_無根_職責放棄_威力_極めて重大な恣意性を暗示しておりますが

反 P17 上(私)じゃ、最後、ええ、精神的法益侵害について、結局これは結論と一緒になんですが、具体的損害額はいくらか、とこれは経済的損、え、あの、法益侵害を訊ねてるわけなんですが、それが無いと報告書が書けないから受けられませんというのは正当でしようか? 根拠を訊ねております。

反 P17 下(私)それ訴訟にするかどうか、まだ決めてないんですよ、決まってないのに、届出、申出の段階でそれを要求するのはおかしいでしょう? 取扱として。 (トドコロ)まあ、言葉の流れでそうなったんだと思いますけどね。 (説明) ★★★ゾンビ化 無視_無根_職責放棄_無意味_威力_恣意性を認めません (私) 言葉の流れにしちゃひどすぎるよ。それが拒絶の理由ですよ? 拒絶したんですよ、それを理由に。

反 P19 下(トドコロ)会ってない人にどうして脅迫できるんですか? ★(説明) 無視_無根_職責放棄_威力_ヤナオカ、マキシマ、ハラダなどが告知が無かつたことを口実に脅迫を否定しました。もはや包围網の合言葉です (私) (苦笑)いや、だからそれは経過全体の態様ですね、じゃ、何の為にわざと忍び込むんですか? 声掛けせずに。 (トドコロ)そら、わかりませんけども、ま、いずれにしても、★(説明) 抗議を無視_無根_職責放棄_威力 (私) わかんないんでしょ? 不審ですよね?

反 P20 中(トドコロ)まあ、無言でも脅迫に当るってゆう判決も有りますけどね、ただ郵便局の人が、その、ゆうパックを置いてったから(説明) ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_威力 (私) じゃあ、何の為に? 動機を説明してください、何の為に?

反 P20 中(トドコロ) もう一回来るのが面倒臭いからでしょ? ★★(説明) ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_威力 法曹は普通こんな無根は言わない

反 P21 中(トドコロ)今のような内容だったらね、僕が警察官でもそうしますよ。 (説明) ★★★ゾンビ化 抗議を無視_無根_職責放棄_威力 (私) (苦笑)もう凝り固まっていますねえ。 (トドコロ)だって、ゆ、ゆうパックを置いてってくれたでしょ? ただ、それだけの話ですよ。 (説明) ★★★ゾンビ化 抗議を無視_無根_職責放棄_威力 私文書偽造は犯罪ですが

反 P21 中(私)いや、そんなこと言ってごまかしても駄目です。 筆跡は絶対違います、これは。ごまかさないでください。 (トドコロ)いや、人が見てわかんないってゆうこととはね

反 P22 下(トドコロ)だからその、損害額が言ってもらわなければ報告書が書けないということはないと思います。 (私) そうですね、そしたら嘘言ってますね? また二度目の嘘を重ねたということになりますよ。 (トドコロ) ただ、ただ、貴方が、今こういったやりとりしてるでしょ? こういうやりとりしてたら、受けるほうもそれなりの感情が出てきちゃうんですよ、そら。人間だからしようがないじゃないですか、そら。 一方的にね★★★(説明) 逆鱗_暴言_虐待_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_自らの非を顧みずこの言いぐさです

反 P23 中(トドコロ)だから、その一点だけを取るとおかしいけども、全体的に貴方の行為を見てると、そういうこともありうるかな? ってゆうことですよ。ここで大声上げて怒鳴ったりね、おそらく沼田支局でだってそういうことやってんでしょう? ★★★(説明) 逆鱗_暴言_虐待_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_自らの非を顧みずこの言いぐさです (私) 当たり前じゃない? そうされて当然の対応をしてるからですよ。

反 P23 中(私) どうして無理なの? 何を根拠に無理なの? 対応しようがないから、しなくていいということにはならない。反 P23 中(トドコロ)そもそも貴方の話聞いてて人権侵犯事件があるとは思えない。(説明)★★ゾンビ化 発言類型7 無視 無根 職責放棄 威力

反 P23 下(トドコロ)今日話してみて、で、それを見ても、具体的な人権侵犯の事件があるとは思えない。(説明)★★ゾンビ化 発言類型7 無視 無根 職責放棄 威力 (私)見てないもん、だって。まだ10分の1しか話していないもん。(トドコロ)だって、一番重要な事から話してくるんでしょ? たぶん。(説明)★発言類型7 無視 無根 職責放棄 威力 要するに、一番違法性の高い部分の説明には侵犯が見られなかつたので残りの部分は見るまでもないということ。サンプリングによる確率の論理であるが、残り部分に侵犯が無いとは言い切れないで残りの説明を打ち切る根拠にはならない!

反 P24 上(私) そうすると、一部しか聞かないで断つたという事実が確定しますけど、どうします?

反 P24 上(トドコロ)あ、それはもう、け、けっこうですよ。(説明)★★★★途中打切り 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 繰り返すのが包囲網の特徴です (私)お名前を教えていただけますか?

反 P24 上(トドコロ)名乗る必要無いでしょ?★★★(説明)無視 無根 職責放棄 威力 そもそも最初に名乗る規定なのでは? こういう露骨な信義則違反を普通はできないと思いますから威力です

反 P25 下(私)まだ、説明、十分の一ぐらいです、量的には。反 P25 下(トドコロ)だ、またあの、地元の、あの、法務局行くしかないんじゃないですか? あるいは、どつかあの、もう法務局は信用できないでしようから、弁護士に相談するなり、適宜それはやってください。自分の判断ですよ。(説明)★★無視 無根 職責放棄 威力 こういう開き直った発言を普通はできないと思いますから威力です。

イシマキの不法行為(甲5反約書より抜粋)

2018.01.23(甲5)の会見において、救済の申出を説明の途中で不當に打ち切り、後日の再開要請の電話でも断つて受付拒否したこと

反 P25 中(イシマキ) いやいやいや、あの、大事な物を失くしても困りますから、責任も負えませんし。(私)負えないんですか? 反 P25 中(イシマキ) お預かりはできません。(私)どうしてできないん? だってまだ説明終わってないんだよ、せっかく出向いて。どうして預かって、見て下さい、見た上で判断してください、と言つてるのが、どこが不當なの? 反 P25 中(イシマキ)さきほどお話が有った通りです。(私)通りとは? (相談所員)次の人も来るんで、そろそろ (私)通りとは? 反 P25 下(イシマキ) 一番重大な部分についてさつき、お話をいただきましたよね? これは重大な侵害行為だつてお話をいただいた部分について、そういうふうに、あの、お話した通りです、だから。その他の部分についても、あの、そういう行為があるとは思えない。(説明)★★★★途中打切り 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 大事な物なので預かれないとの答えは虚偽であり、後日の甲6でトミオカは文書とメモリーを受理しています。なお、イシマキはこの後日の電話による申出再開の要請も拒否しています。

トミオカ マサユキの不法行為(甲6、甲8反約書より抜粋)

I 2018.02.19 13:26(甲6)の前橋地方法務局(前橋市大手町2丁目3-1)での会見において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと

II 2018.10.31 11:28(甲8)の私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局への通

話において、記述のように、虚偽や詭弁を用いて、著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、私の申出を妨害したこと

トミオカの不法行為Ⅰについて、甲6反約書より抜粋

【反P1～6 警視庁関係の会話】反P2中(私)だ、判断できないんであれば、そのままうっちゃんじやないですよね？普通は、どういう趣旨で出したんですか？と、本人に意思確認するはずなんですよ、それをしてない。

反P5上(トミオカ)人権侵犯の疑いのある事案で、確定判決が出ているものには、入れないんですよ

【反P6～14 猶銃脅迫事件関係の会話】

反P11中(トミオカ)だから、ま、これも、また同じようなんなってしまいますけど、捜査機関で判断してるんでね、そこに入ってげねえんですよ(説明)★発言類型1 今までの経緯を無視 無根 職責放棄 威力 (私)いや、判断がおかしいでしょ？ そもそも生命の危機に直結することであれば、その、反射的利益だの、その、公益だのと言ってられないんですよ 反P11下(トミオカ)それも捜査機関の手続ですもん、判断というのも(説明)★★発言類型1 直前を無視 無根 職責放棄 威力 判断を訊ねているのに、手続としての外形に言及しても答えになりません。この捜査機関の捜査権の主張をこの後、延々と二十回以上繰り返しますが、その一部のみ引用します

反P11下(私)そうゆうことになると、警察が聖域んなっちゃいますよ？何やっても許されるってことなんちやいますよ？

反P12上(トミオカ)それはなあ、だから、警察に確認してもらうしかないんだべえなあ、どうなってんですか？って(説明)★★ゾンビ化 発言類型5 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)「いや、それはお言葉ではございますが、事件が大きいからとか、相手がね、捜査機関だからといって、例外扱いしていいということは無いと、ええ」 反P12上(トミオカ)例外扱いはしてな、してないです、(中略)そこはできないんですね(説明)★★ゾンビ化 発言類型6 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 してないと言ひながら、例外扱いです

(私)答えないことが形式不備だつてるんですよ。だって、答えなければ被害、当然続くでしょ？

反P13上(トミオカ)で、ううん、野放しというか、対応はしますよね？けっこうね★★(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 このように、警察が一度も判断の合理的根拠を示していないという私の主張を頑なに無視して、最初に事件性無しと言ったという外形だけに固執して、延々と同じ主張を繰り返します (私)何もしない、それを対応してるとは言わないです 反P13上(トミオカ)しっかり対応しろということは言えないでしょ？少なくとも、人権擁護機関から、警察には(説明)★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)いや、それを言う、言うんじやなくて、少なくとも事実調査をして下さいと言ってるんです 反P13上(トミオカ)事実調査は、事実調査はできないんですね、我々はその、前にもお話して有るかもしないすけども、強制調査権なんて無いから(説明)★★ゾンビ化 発言類型3 抗議を無視 無根 職責放棄 飛躍 威力 作為義務を免れる根拠になりません

(私)そこに当然に脅迫の意図、疑われるでしょ？疑わないってゆうんだったら、何%と考えるんですか？

反P13下(トミオカ)それはわからないですね(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 つまり侵犯の疑いを否定できないということです (私)それを判断しなきや、おかしいかどうか、判断しようがないでしょ？

【反P16~19郵便局・石井恵子事件関係の会話】

(私) マキシマは身分詐称により告訴状の受理を拒否しました。それはもう、無条件に不当ですよ。刑事訴訟法違反に基く職権濫用罪です 反P17下(トミオカ)検査機関に、ちゃんと聞いて、しっかりした、しっかり受理をして対応して貰わないと困るじゃないですか、とは言えねえもんなあ(説明)★★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 犯罪を訴えております

反P22上(私)で、その全面否認という行為は無条件に違法だと思います、人権侵害だと思いますんで、事実確認をお願いしたいと

反P22中(私)警察として異常なだけじゃなくって、一般人としての信義則にも反します。約束したことを見破っています

反P31上(私)ま、沼田支局としては、大きく分けると、嘘を言ったことと、ええ (トミオカ)受付拒否、途中で打ち切ったこと、 (私)ええ、その二つになりますね。で、ま、更に付け加えれば、他にも問題発言をたくさんします (トミオカ)支局長が? (私)例えば、フクダ支局長は、私の目の前でですよ、私達が信じ、被害を認めないと調査には入れない、そうだよね? つって、ハラダさんに、申し向けてます (トミオカ)うんうんうんうん、 (私)それは隠蔽と脅迫を同時に示唆します。なぜか、なぜ、きょうは、脅迫を示唆しているかというと、普通、そんなこと言わないですよね? 申出人の目の前で。だからこそ脅迫だと思います。しかもそれ、脅迫の教唆に当りますよね? 同意を求めてますから、ハラダさんに

反P31下(私)握り潰すぞ、と脅してると一緒ですよ?

反P32上(私)私は100%信じられません、と、郵便局員がそんなことするはずがありません、と言った直後に、つながっている発言なんですよ

反P32下(トミオカ)本当に、意図は無いんじゃないですか? 意図なんか持たないですよ、法務局職員がそんな、意図は絶対持たないから、大丈夫ですよ、そんな意識は無いもの、意図は持って無いですよ★★★★(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 「私の申出の要旨」に記載した恣意性の太半を無視しています

反P34下(私)あの、無視すること、私のアクション、ああ、まあ、被害届なり、告訴状なりを無視すること、通報を無視することは、不当に無視することは、色んな権利侵害になるはずです (トミオカ)うん (私)で、行為面から言いますと、まあ、あのう、平等権の侵害になると思います (トミオカ)うんうんうん、 (私)なぜかというと、私と同じように無視されたら、誰も利用できなくなりますよね? (トミオカ)そうです、 (私)国民の誰も、それありえないでしょ? ということは、滅多に無い扱いをされてるんで、差別的取扱として平等権の侵害なんなると思います (トミオカ)うん、 (私)それから結果面から言うと、被害を無視すればその被害は続きます。ですから、その被害、あの、無視した被害の意図があつたものと見做されても文句は言えない。つまり予見義務違反、危険回避義務違反として生存権の侵害になります。 私が一貫して訴えてるのは生命の危機です。生命に対する害意、脅迫を訴えているわけですから、それを無視するということは、もう裁量の範囲を超えて、生存権の侵害なんなると思います。 一般論として言えるのはそういうことです、はい

(私)規定上の既判力がどこまで及ぶのか、確認してください 反P39上(トミオカ)そりやあ、裁判所じゃなきや、そこまではできない(説明)★ゾンビ化 発言類型6 抗議を無視 無根 職責放棄 飛躍 威力 (私)何言ってんですか? 自分とこの規定ですよ?

反 P39 上(私)既判力の及ぶ範囲を正確に再確認願いたい この判決で、ね、この被害届について、犯罪事実があったとは認められないことは明白であるっていう、いわゆる被告の主張ですかね、これを認めたんでしょ? 裁判所が、ということですよね?(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 上ミオカの言葉は前橋地方裁判所沼田支部平成29年(ワ)第26号 慰謝料請求事件の答弁書からの引用であり、判決文では正しくは、「いかなる犯罪行為を指摘するものか定かでないといわざるを得ない」と、理由で述べられているに過ぎません。また、被害届2009の記載の有効性に限定した話であるのに、あたかも警視庁の全ての行為の犯罪性を否定されたかのごとき誤解をしています。そもそも、答弁書と判決書の区別がつかないことも、既判力が主文にしか及ばないことを知らぬはずもありえませんから、その点からも故意の錯誤と思われます。つまりこれもまた、虚偽による受付拒否と思われます。ただし、規定上は以下のように曖昧な表現であり、裁判所の判断との重複を避けようという主旨とは推定されますが、厳密には本省なりに再確認する必要があります。規定の改定も含めて確認を要請しております。人権侵犯事件調査処理細則 第2節救済手続の開始等 第7条 処理規程第8条第1項に規定する申告(以下「被害の申告」という。)があったときは、次に掲げる場合に該当する場合を除き、速やかにこれを事件簿に登載して、救済手続を開始しなければならない。(3)当該人権侵犯に関する事件が、確定判決(確定判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)により完結しているとき。

反 P41 中(私)だから? それが犯罪だつてるんですが? 当然、人権侵害だと言っていますが?

(私)警察のやることが必ず正しいって保証は無いですよね? 反 P41 下(トミオカ)限らないんですけども、その警察の捜査、捜査ってゆうかね、そのものに、それが違法だってゆうことで、入ってぐことはできないですよね? (説明)★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)だから、何をもって、できないとおっしゃる? そ、それはねえ、 反 P41 下(トミオカ)捜査機関の裁量で出してるわけだしょ?(説明)★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません (私)はい、 反 P41 下(トミオカ)でも、それが違法だってことですか? (説明)★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません (私)職権濫用で裁量を、あのう、濫用してるってことですよ 反 P41 下(トミオカ)だから、逆に、もっと端的に言えば、司法機関の判決、それが違法だから、人権擁護機関が入ってげるか、ってことですよね? その裁判官のやったことが違法だから、無理ですよね?(説明)★★ゾンビ化 発言類型6 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)いや、無理かどうかじやなくて、そら、状況によって判断して、判断すべきですよね? どこがやったから無理なんてゆうことはないですよね? 反 P42 上(トミオカ)それは入ってげない、それは、(説明)★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません (私)や、はい、はい、入って 反 P42 上(トミオカ)違法性が無いでしょ? どこに違法性を求めるんですかね? その警察のいわゆる捜査、が事件性が無い、っていう判断のどこが違法なんですかね?(説明)★★★ゾンビ化 発言類型2 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません (私)それで、捜査してるんだよ、って言えますか? 何もしてないですよね? それ無視するってことです

反 P42 中(トミオカ)それは、警察のほうに、執拗に話したほうがいいんじゃないですか? (説明)★★ゾンビ化 発言類型5 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 根拠を示しておりません 反 P42 下(トミオカ)できないなあ(説明)★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 根拠を示して

おりません。(私)何をもって、できないとおっしゃるん? 言い切らないで下さい、根拠無く。例外規定が有るんですか? 私はただ、事実を確認してくれ、つつってるだけですよ

反 P42 下(トミオカ)事実を確認できないでしょ?(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)どうして? 反 P42 下(トミオカ)違法性が無いんだもん、その、警察官の出した判断にどうやって?(説明)★★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません。介入できないことに根拠は無く、また、介入できないから違法性が無いというのは論理矛盾です。(私)いや、確認したうえで判断するんじやないですか? 違法性は 反 P42 下(トミオカ)いや、違法性があつて初めて人権侵犯の疑いのある事件としてりつこん、立件して調査するんですよ

反 P44 中(トミオカ)それが違法性が有ると思えないと(説明)★★★ゾンビ化 発言類型6 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません (私)だから、堂々巡りしてますでしょ? 今の説明のどこにも反論して無いのに、違法性が有ると思えないと結論にどうしてなるんですか? 反 P44 下(トミオカ)★★★一番最初に、事件性が無いってゆうことで、ご判断してるんでしょ? 警察が(説明)ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません。警察が犯罪をしないという保証はどこにも有りません。(私)それが犯罪だと言ってるんです、隠蔽だと言ってるんです、意図的な。わかってますか? 反 P44 下(トミオカ)イマイさんはね、そう言ってるわけですよ、(説明)★★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 根拠を示しておりません。模倣により包囲網の威力を示す合言葉です。(私)違うんですか? 反 P44 下(トミオカ)いや、どうなんですかね?(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません (私)だから、調査して下さい、と言ってるんです。私の言ってる事、おかしいですか? 反 P44 下(トミオカ)おかしくはないけれども、調査はできないですよ、うちのほうで(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません。

反 P45 中(私)だからどうしたの? 何の脈絡? だからどうしたの? それが犯罪だと言ってますでしょ?

反 P45 中(トミオカ)それはイマイさんが考えてるんでしょ? 犯罪だってゆうのは★★★(説明)ゾンビ化 発言類型4 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 根拠を示しておりません。模倣により包囲網の威力を示す合言葉です (私)だから、事実確認して下さい、と言ってますが?

反 P44 中(トミオカ)事実確認できない、それは、法務局では(説明)★★★ゾンビ化 発言類型6 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)だから、何を根拠にできないと言ってるん? 規定に基いて、私は作為義務を求めてるんですよ 反 P44 中(トミオカ)できないですよ、だ、違法性が無いですもん、その警察官のやっていることに(説明)★★★ゾンビ化 発言類型7 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)だから、どこで無いとおっしゃってるん? さっきから違法性を私は説明してますでしょ? いい加減にしてくださいよ

反 P46 中(私)や、わからないじゃなくて、じゃ、どうして血痕があるんですか? 反 P46 中(トミオカ)私や、犯罪の、犯罪の聞き取り、事情聴取してるんじゃないんですけど? 私。申し訳ないんですけど、イマイさんから問い合わせられて★★★(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません。答えられないことが隠蔽の自白だと指摘しているのですが、(私)だからどうしたの? だからそれが犯罪だと言ってるん、捜査機関の犯罪だと言ってるん 反 P46

中(トミオカ)★★★★それはうちで、何とも言いようがないですね、そこは(説明)ゾンビ化_発言類型6_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_根拠を示しておりません (私)だから、何とも言いようがないじゃなく、事実の調査をして下さい、と言ってるん。どこかおかしいですか? 反P46中(トミオカ)★★★★事実の調査はできません(説明)ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_根拠を示しておりません (私)なぜ? 反P46中(トミオカ)違法性が認められませんよ、警察官の捜査(説明)★★★ゾンビ化_発言類型7_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化_威力_根拠を示しておりません (私)だから、違法でしょ? 不審な事になぜ答えないんですか? 反P46中(トミオカ)それ、イマイさんが、イマイさんが思ってるだけでしょ? 違法だってゆうふうに。そうじゃないですか?(説明)★★★ゾンビ化_発言類型4_抗議を無視_無根_職責放棄_無意味_威力_模倣により包囲網の威力を示す合言葉です_根拠を示しておりません

反P46下(トミオカ)イマイさんが思ってるってことはわかる、わかるんですよ、(説明)★★★ゾンビ化_無意味_抗議を無視_無根(虚偽)_職責放棄 (私)はい、反P46下(トミオカ)ただ、私は違法性は認められない(説明)★★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_論理矛盾_根拠を示しておりません (私)だからその、根拠無く認めないじゃないんだよ、根拠を示せ、と言ってるんです。わかります? 反P46下(トミオカ)警察、捜査機関が犯罪じゃないと言ってんですよ?(説明)★★★ゾンビ化_発言類型1_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化_威力_根拠を示しておりません 反P48上(トミオカ)調査をしない根拠は先ほど来、言ってるように、違法性が無いもん。(説明)★★★ゾンビ化_発言類型6_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化_威力_根拠を示しておりません (私)疑いが全く無いの? 反P48中(トミオカ)疑い持てないです。(説明)★★★ゾンビ化_発言類型6_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化_威力_根拠を示しておりません (私)無いですか? 反P48中(トミオカ)ええ、(説明)★★★ゾンビ化_発言類型6_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化_威力_根拠を示しておりません

反P49中(トミオカ) じゃ、そういうことで、これは取っときます。永久に保存ということにはなりませんけどね。あと、あの、何でしたっけ? USBメモリーは破棄しちゃっていいですか? お返しましょうか? メモリー預かったじゃないですか? USBメモリー、お返しますよ。(説明)★★★★ゾンビ化_無根_職責放棄_自痴化_威力_規定では5年保存ですから、訊くまでもありません。これだけ問い合わせられてもなお、侵犯皆無であるという姿勢を貫こうという意図、つまり「お前の訴えなど絶対に認めるつもりはない」という意図の威力だと思います。ただ、少なくとも破棄するという選択肢は規定上ありますから、何か特別な意図を示しております

トミオカの不法行為Ⅱについて、甲8反約書より抜粋

まず、この電話の趣旨は、甲6の論点を整理して再確認することでした。 ①一般論として犯罪であれば同時にほぼ人権侵害であることを確認し、②警察の犯罪であり正当業務行為ではないこと、同時に人権侵害であることを強調し、狙撃を例に取って恣意性の高さを強調しましたが、従来通りの職責放棄発言を繰り返しました。更に③今まで何一つ合理的な反論根拠を示していないので、事件性が否定しきれるはずはないのに侵犯無とする判断は、極めて不合理であり、公務員の犯罪告発義務への違反であり、適正な手続を受ける権利の侵害であると訴えましたが返事をしませんでした。反P4上(私)ええ、ええ、わかりました。それで話、戻るんですが、あの、端的にね、その、異常な判断、いわゆる、著しくふざけ、不合理な判断とゆうのは、これはあの、警察に限った話ではないんですけど

も、(トミオカ)なくて? ええ、ええ、(私)その、手続として無効だと思うんですよ、反P4中(私)合理的な根拠が。それを全く一度も示していただいてませんが、それは警察も一緒ですけども。(説明)外形的手続論に改めて反論しました

反P4下(私)しかもね、あの、事件性無しと判断するんだったら、少なくとも連絡くださいよ、とゆつ、言ってるんですよ、そういう録音も残ってるのに、無視してる。

反P5上で、最初に戻りますけども、最初の発砲ですね、至近距離30m、相対で発砲すること自体に、事件性を感じないですか?

反P5上(私)いや、そこに特別な意図を感じなから異常でしょうね? どうなんですか?

反P5上(トミオカ)それは私のほうではそこ、わからないんですけどもねえ、★★★(説明)ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化_威力_根拠を示しておりません。答えられないことが隠蔽の自白だと指摘しているのですが、わからうとしてません。ちなみに視界を遮る物は有りませんでした。脅迫殺人もそうですが、このように、優に90%を超える高度の恣意性に対して、わからないというのなら、何一つわからないと言っているのと同じことであり極めて異常な判断であり、包囲網であることの自白と言えます。

反P5中(トミオカ)そのことについては、この間来た時にもお話ししていただきましたけどもね、ううん、要するに、うちのほうで係れない。(説明)★★★ゾンビ化_発言類型1_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_根拠を示しておりません (私)だから、その根拠が、お言葉に根拠が無いという点と、そもそも、警察の不正、不正である限りは、かか、係れないなんていうはずはないでしょ? 貴方がたには、刑事訴訟法239条の2、公務員の犯罪告発義務が有るんですよ? 反P5下(トミオカ)うんうんうん、それは、それは、その、イマイさんご本人が告発すればいいんじゃないですか? そうじゃなくって? そういう被害を受けてるんで、ま、告発というか、いわゆる、裁判を起こすというか、その(説明)★★★ゾンビ化_発言類型5_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化_威力_根拠を示しておりません

反P5下(私)要するにね、あの、正当業務行為ではないわけなんですよ、私が主張している内容として、当たり前に。(トミオカ)警察が、ということですか? (私)ええ、ええ、反P6上(トミオカ)だからそれは、そのことを法務局に訴えられても、うちのほうでは、どうしてあげることもできないじゃないですか?(説明)ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_根拠を示しておりません。これは沼田署マキシマの模倣であり包囲網の威力を示す合言葉です。普通はどうしてあげる、などと言いません。(私)だからできないじゃなくて、反P6上(トミオカ)正当行為義務に違反してるんであれば、警察組織そのものに訴えればいいんじゃないですか?(説明)ゾンビ化_発言類型5_抗議を無視_無根_職責放棄_無意味_威力_根拠を示しておりません (私)ですから、人権侵害が非常に疑われますでしょ? 否定できる、否定でき、否定するならその根拠が必要だってゆうことです。反P6中(トミオカ)今のお話だけでは、人権侵害の疑いってゆうことは持てませんね。(説明)ゾンビ化_発言類型7_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_根拠を示しておりません (私)だからさ、貴方様にたった一つだけ質問したように、じゃあ血痕の件は、なぜ、あの、元の死骸から20mも離れたとこにだけ、通り道の上にだけ散乱してたんですか? 反P6中(トミオカ)それは、うう★★★(説明)ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化_威力_根拠を示しておりません。答えられないことが隠蔽の自白だと指摘しているのですが、わからうとしてません (私)だ、わからないでしょ? わからないってことは事件性が否定できないわけですね? それなのに侵犯性が無いって、どうして言い

切れるんですか？極めて不合理な判断ですね？反P6中(トミオカ)うんうんうんうん、事件性の否定肯定というのは、だ、うちではできないでしょ？強制捜査機関じゃないですもん、うちは。(説明)
ゾンビ化 発言類型1・3複合 抗議を無視 無根 職責放棄 自痴化 威力 根拠を示しておりません

反P6下(私)じゃ、さっきの発砲はね、さっきの発砲の、で、事件性を何%と見るんですか？反P6下(トミオカ)そこまでは、(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません 答えられないことが隠蔽の自白だと指摘しているのですが、わからうとしてません (私)そこまでは、じゃなくて、それを言わなかったら、判断しようがないでしょ？反P6下(トミオカ)そんなこと言えないですよ、何%なんて、(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません 答えられないことが隠蔽の自白だと指摘しているのですが、わからうとしてません (私)だから、言わなかったら仕事なんないでしょ？侵犯性が無いと判断したんでしょう？そちらは。反P6下(トミオカ)無いですね、(説明)★★★★ゾンビ化 発言類型7 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)じゃ、根拠を示してくださいよ、反P6下(トミオカ)無いですね、だから(説明)★★★★ゾンビ化 発言類型7 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません

反P7上(私)無視してるでしょう？だったら当然に正当業務行為じゃないんだから、うちが入れないなんてゆう言葉が吐けるわけがないでしょ？反P7中(トミオカ)だから、警察の行ってる行為が正当業務行為でない、ある、ってゆうことはわからないですよ、うちではそれは、(説明)★★★★ゾンビ化 発言類型1 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 根拠を示しておりません (私)それを判断しなかったら貴方がたの仕事にならないでしょ？反P7中(トミオカ)それは判断できない、(説明)★★★★ゾンビ化 発言類型7 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)それを判断できない?って言ってるん、根拠を示せと言ってるん。反P7中(トミオカ)だから、犯罪を捜査する機関ではないです。(説明)★★★★ゾンビ化 発言類型3 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)だから根拠規定を示して下さい、犯罪を捜査する機関ではないと書いてあるんだったら、その規定を示して下さい、それが示せないから私は追及してるんです。反P7中(トミオカ)うんうんうんうんうん、もう、これ以上、もう無理ですね、イマイさん、お話ししても、前に進まないですよ。(説明)★★★★無根の申出拒否 ゾンビ化 抗議を無視 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)だから、根拠が無いじゃない？そのお答えに根拠が無いということは、それは手続を受ける権利の侵害ですね？私の。

反P8上(私)警察の犯罪だってことが人権侵害だから、判断してくださいって言ってるんですよ？

反P8上(トミオカ)だ、それはできないです。(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)どうしてですか？反P8上(トミオカ)できないですよ。(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません (私)あ、そうですか、あの、根拠が無いですね、はい。反P8上(トミオカ)ええ、はいはい。(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 根拠を示しておりません

以上

I 準備書面(1)

本書は、被告の令和2年1月17日付け準備書面(1)に対し、包括的に反論するとともに、被告の白痴化答弁を打破すべく、焦点を絞ります。

第1 被告の答弁は、公然たる侮辱(人格否定)であり、犯人隠避です

既提出の具体的摘示を無視して、認否せずに否定のみであり、隠蔽の擬制自白です。
言い換えると、不当な受付拒否ではないことの抗弁事実を示しておりません。

第2 故意または過失であり、全員が公務員職権濫用罪です

後述の通り、いずれも私の申出を不当に受付拒否し、抗議をも無視し、妨害しました。
これらは職務上の故意または過失なので、法律上保護された利益の侵害です(甲9号書証)。
また、当り前に、信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反です。

第3 被告の判例は、ケースが異なるので失当です

まず、私の場合は完全無視されたケースですが、摘示の判例は違います。
次に、私は切実な生命の危機を訴えていましたが、摘示の判例は違います。
なお、脅迫殺人(A)事件や獵銃脅迫(B)事件などから、生命の危機と言えます。

第4 各県警同様に、理由を告知しない不当な受付拒否(手続妨害)です

警察の場合 権力の濫用の予防という各根拠法の立法趣旨からも、被害の継続への回避義務からも、理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当り前です。

被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く、無視していることは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法2条)の職責に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害です。

言い換えると、故意の観点の欠落に対する抗弁事実を、常に示しておりません。

また、不合理な判断は、既述の他、刑訴法189や239条2、犯罪捜査規範第4~5条への違反であり、告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範第63条や刑事訴訟法第242条への違反です。

本件 理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当り前です。

これは、当り前の違法性を無視することによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

侵犯性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。

この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

第5 予見可能性に基く結果回避義務違反です

たとえ私の訴えが具体的権利名を欠いていたとしても、私の提出物や説明から、その人権侵犯が職権探知できたはずなのに、必要な調査を怠り、被害を継続させました。

第6 不法行為を以下のように訂正し、一つに統合します

既提出の通り、前橋地方法務局のハラダ、フクダ、トドコロ、イシマキ、トミオカは、虚偽の理由や詭弁や欺罔を多用して、その抗議も無視して、私の人権侵犯被害の申出を、不当に受付拒否しました。

言い換えると、訴えた侵犯被害を否定する合理的根拠を、常に示しておりません。

これは、当り前の違法性を無視することによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、侵犯性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。

この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

これらの対応は、著しい信義則(民法1条)違反であり、公然たる侮辱(個人の尊厳の蹂躪)であり、職責と訴え内容の高度の事件性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、その不当性が著しい為に、全体の態様に因る程度問題として手続妨害であり、自決権や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害であり、公序良俗(民法90条)違反であり、彼らの職務上の過失または過失であり、不法行為です。

これらによって私は、著しい屈辱や恐怖などの精神的苦痛を受けました。

不法行為の基礎事実

ハラダ沼田支局係長 20180118 09:56 の会見(甲3号反約書)

フクダ沼田支局長 20170501 16:00 の通話(甲2号反約書)、

20180118 09:56 の会見(甲3号反約書)、20180119 16:53 の通話(甲4号反約書)

トドコロ ジンジ 20180123 13:03 の会見(甲5号反約書)

イシマキ 20180123 13:03 の会見(甲5号反約書)、後日の通話での再開の要請の拒絶

トミオカ 20180219 13:26 の会見(甲6号反約書)、20181031 11:28 の通話(甲8号反約書)

甲2号反証書: 20170501 16:00 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)フクダへの通話の録音

甲3号反証書: 20180118 09:56 前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)での、私とハラダとフクダとの会話の録音

甲4号反証書: 20180119 16:53 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)フクダへの通話の録音

甲5号反証書: 20180123 13:03 前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町 2 丁目 3-1)人権擁護課での、私とトドコロジンジおよびイシマキとの会話の録音

甲6号反証書: 2018.0219 13:26 前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町 2 丁目 3-1)での、私と人権擁護課トミオカとの会話の録音

甲 8 号反証書：20181031 11:28 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局(群馬県前橋市大手町 2 丁目 3-1)トミオカへの通話の録音

第 7 不当性の焦点 これらは、顕著な信義則違反であり、公序良俗違反です。

1★★★★★ フクダが、三度の虚偽を用いて、二度受付拒否したこと(欺罔)

虚偽① 発生場所による管轄外(甲 2 号反証書) 受付拒否理由

甲 2 反 P2 中(フクダ) あ、東京の案件はですね、管轄が東京の法務局になります。

甲 2 反 P5 上(フクダ) まず、管轄が違います。

(説明) 規定上は居住地と発生地のいずれも可であり、また、侵犯案件毎に毎回必ず直面する前提条件であることから、100%故意の虚偽です。

また、問題になるケースは稀だとトミオカも証言しています。

虚偽② 極めて重要な付帯条件の説明を漏らしたこと(甲 2 号反証書) 受付拒否理由

甲 2 反 P2 中(フクダ) 一年以内の侵犯案件なんですよ、うちのほうが調査できるのが。

一年経過を理由にして断る時に「継続する行為にあっては、その終了した日から」一年以内という決定的な条件の説明を漏らすことは有り得ず、また、甲 2 号反証書の会話中で繰り返し発言していることから、明らかに故意です。

虚偽③ 精神的法益侵害にも損害額が必要(甲 4 号反証書) 受付拒否理由

反 P3 上(フクダ) 脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか?

反 P4 中(フクダ) そういう苦痛を与えられた結果、どういうふうになりましたか?

反 P4 中(フクダ) そうです、書く必要が有るんです。

反 P4 下(フクダ) 損害賠償請求する時って、その金額を計算しますよね?

反 P5 上(フクダ) はい、受付できません、申し訳ないですね。

トドコロも規定に無いと言っており(甲 5)、抗議も無視しており、明らかに故意です。

2★★★★★ 4人が、申出を途中で打切り、続きを組まなかったこと(欺罔)

所定の相談時間の経過を理由に中断したのですから、当り前に、後日の続きを組むべきところを、そのまま終わらせ、再開の抗議にも応じなかったことは、被害がいかに複雑で膨大でも、被害者のせいではないことから、不当な門前払いの受付拒否と言え、極めて詐欺的です。

一回目 20180118 09:56 沼田支局で、フクダとハラダ(甲 3)

甲 3 反 P25 上(フクダ) 受け取れません (私)門前払いですね? (フクダ)(ハラダ) はい

二回目 20180123 13:03 前橋地方法務局人権擁護課で、トドコロジンジとイシマキ(甲 5)

甲 5 反 P23 下(トドコロ) いやだから、だいたい、あの、あのの聞いてもね、一番重要なところが人権侵犯じゃないんだから、聞いても同じですよ。

3★★★★★ フクダが、侮辱と威力脅迫と隠蔽を教唆したこと(甲 3 号反約書)

甲 3 反 P21 中(フクダ) 「だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね?」

前記④の直後にフクダに申し向けたこの発言は、思っても申出人の前で言える言葉ではなく、

また、甲3号反証書の引用文中だけでも「私達」という表現を12回も繰り返していることを総合すれば、侮辱と脅迫と隠蔽の同時教唆の意図を暗示しています。

4 5人が、虚偽や詭弁を重ね、当り前の違法性を無視したこと(欺罔)

違法性とは主に、人権侵犯性と反社会性です。★や●の数が多いほど違法です。

警察が、理由も示さずに被害の訴えを無視することが、許されないのは当り前です。

その不当性を判ろうとしない人権擁護機関もまた、許されません。

ハラダ(甲3号反約書)

★★★ハラダの類型6(甲3反)「それはうちではない」「できない」職責放棄 虚偽
反P6中(ハラダ)うちのほうでできることの範囲を超えてます。

反P8上(ハラダ)これは、うちのほうで調べる案件ではないです。

反P8下(ハラダ)じゃ、うちじやもう、む、できません。

反P9下(ハラダ)裁判になるんだったら、うちのほうでは全然こういう手続きできません
反P12中(ハラダ)組織的のところには、うちは、あの、踏み込めないですよね?

★★★ハラダの類型4「推測だよね?」無根 無意味(お互い様)

反P17下(ハラダ)だ、推測ですよね? (沼田署の隠蔽を無視)

★★★ハラダの居眠り中の屋内侵入の無視(甲3反) 経験則違反 無根 職責放棄

反P18中(ハラダ)勝手に届いたことで、何が不都合で、どういう被害が出たんですか?

(説明) 無意識下の屋内侵入ですから、当り前に、憲法13条の自律権ないし自治権の侵害であることは言うまでもなく、人権相談所として、当り前に自明です。

付言すれば、脅迫がすべからく、自決権の侵害(憲法13条)であることも自明です。

無意識下の屋内侵入による人権侵犯の内容が判らない人権擁護機関など、許されません。

判らないことに蓋然性も合理性も有りませんし、更には、抗議を無視して同じ遣り取りを10回以上も重ねたことは露骨な侮辱であり、公序良俗違反です。

フクダ(甲3号反約書)

★★★★フクダの、自分の筆跡の経験則の否定と、被疑者の職業の盲信は両立不可能

甲3反P22中(フクダ)だから、筆跡が違うって言うのは、どういう証拠が有って?

甲3反P23下(フクダ)(ハラダ)だから、調べればいいじゃん (沼田署の隠蔽を無視)

(説明) 私の筆跡ではないという経験則とサインの写しを無視したこと(経験則違反の不信)と、甲3反P21上(フクダ)「(郵便局員がそんなことするなんて)100%信じられない」(論理則違反の盲信)の組合せは在り得ず、特に後者は明らかな詭弁なので、100%職権濫用です。

★★★フクダの類型8(甲3反P25上)「何をもって?」の旨 職責放棄 経験則違反

(説明) 既に充分な恣意性と証拠を提示しており、また、否定する根拠も有りません。

★★★フクダの職責放棄発言(甲3反) 虚偽 論理則違反

反P2中(フクダ)すいません、そうじゃないんです。ごめんなさいね。 (調査のこと)

反P2中(フクダ)そういう仕事はしてないんです。申し訳ないんですけど。 (調査のこと)

フクダ(甲4号反約書)

★★★フクダの類型5「それは警察に言え」(甲4反) 職責放棄 無意味 論理則違反

反 P1 下(フクダ)それは警察に言ってください。

(加害者は警察)

反 P2 中(フクダ)だからそれは警察に言ってください。

(加害者は警察)

トドコロ(甲 5 号反約書)

★★★警察の、理由を告知しない被害届の受付拒否を、トドコロが弁護 虚偽 犯人隠避
(説明) これらは弁護士と人権擁護委員の職権の濫用による洗脳(犯罪の正当化)です。

反 P3 上(トドコロ)被害の内容が書いてなければ、無視されたってしようがないですよね?

反 P3 上(トドコロ)回答も必要無い。 以後にわたり、同趣旨の発言を延べ 8 回。

★★★トドコロの類型 1 「警察の判断には介入できない」 虚偽 職責放棄 犯人隠避

★★★トドコロの類型 2 「警察の判断だから違法性は無い」 虚偽 職責放棄 犯人隠避
(私) いや、一切、本人と連絡を取らないのは、無条件に違法だと思いますよ。

反 P3 中(トドコロ) いやいや、そんなことない。 (犯罪捜査規範 65 条違反)

(説明) 警察の組織的隠蔽を否定する合理的根拠を全く示しておらず、また、犯罪である以上は、捜査機関を例外扱いすべき規定も無く、むしろ優先的に調査すべきですから、経験則違反による論理則違反と言え、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反です。

甲 5 の会話の中で、この類型 1 または 2 の発言を、延べ 20 回近くも繰り返しました。

警察が、理由も示さずに被害の訴えを無視することが、許されないのは当たり前です。

その不当性を判ろうとしない弁護士や人権擁護機関もまた、許されません。

★★★村八分を、トドコロが弁護 虚偽 犯人隠避

特に、発言の途中で皆を煽動しつつ帰宅してしまう行為が、侮辱ないし人格否定であり、
また、秩序を乱す反社会的な行為であることを、判らない弁護士など許されません。

反 P9 中(トドコロ)聞くか聞かないかはその人の自由だから。

反 P9 中(トドコロ)貴方の話を聞かなきやならないなんて義務は誰にも無いんだから。

反 P9 中(トドコロ)例えば今の話、聞きたくないと思った人が帰るのは、そら自由ですよね?

反 P9 下(トドコロ)だって、従う義務は無いわけでしょう? 他の人にも。

反 P10 上(トドコロ)提案しちゃいけないという理由も無いでしょ? (煽動のこと)

★★★猶続脅迫事件の警察の隠蔽を、トドコロが弁護 虚偽 犯人隠避

反 P10 上(トドコロ) だ、隠蔽してるっていうか、警察だって調べようが無いんじゃないの?

反 P10 上(トドコロ) 誰が鉄砲撃ったかなんて、警察だって、見てたわけじゃないんだから、
わからないでしょ? (説明) 現行犯以外は摘発できないそうです 虚偽

★★★トドコロの類型 6 「それはうちではない」「我々には権限が無い」 職責放棄 虚偽

反 P12 上(トドコロ) 何も無いんです、強制調査権なんか無いんです。 (調査義務有)

反 P13 上(トドコロ) 刑事事件だったら、ま、そら、警察、検察庁に任せるしかないでしょ?

反 P12 中(トドコロ) どうやって調査すんですか?

反 P13 上(トドコロ) 具体的にはじやあ、何をするんですか?

反 P13 上(トドコロ) あの、違法性が無くても必要性が無ければ動けないです。

反 P13 中(トドコロ) 逆に、法的な根拠が無きや動けねえんですよ。

★★★沼田支局フクダの隠蔽を、トドコロが弁護 虚偽 犯人隠避 職責放棄

反 P22 下(トドコロ) だからその、損害額が言ってもらわなければ報告書が書けないという

ことはないと思います。

反 P22 下(トドコロ) ただ、ただ、貴方が、今こういったやりとりしてますよ？ こういうやりとりしてたら、受けるほうもそれなりの感情が出てきちゃうんですよ、そら。人間だからしようがないじゃないですか、そら。

反 P23 中(トドコロ) だから、その一点だけを取るとおかしいけども、全体的に貴方の行為を見てると、そういうこともありうるかな？ ってことですよ。ここで大声上げて怒鳴つたりね、おそらく沼田支局でだってそういうことやってんでしょう？ (居直り強盗的)

★★★弁護士 11 人連続の引受拒否を、トドコロが弁護 虚偽 犯人隠避

(トドコロ) そういうことをやってると、駄目ですよ、つってるんですよ。 (私のこと)

★★★何度も返答に窮していたのに、侵犯無しなどと言えません 論理則違反

(私) じゃ、何の為にわざと忍び込むんですか？ 声掛けせずに。

反 P19 下(トドコロ) そら、わかりませんけども、ま、いずれにしても、

反 P20 中(トドコロ) もう一回来るのが面倒臭いからでしょ？

(トドコロ) 犯罪じゃない、うんまあ、偽造したっちゅう意味じゃ犯罪でしょうね。

反 P21 中(トドコロ) ゆうパックを置いてってくれたわけでしょ？ それだけの話ですよ。

(説明) このように、無意識下の屋内侵入とサインの偽造を認めているのですから、憲法 13 条の自律権ないし自治権の侵害であることは、人権相談所として、当り前に自明です。

付言すれば、脅迫がすべからく、自決権の侵害(憲法 13 条)であることも自明です。

無意識下の屋内侵入による人権侵犯の内容が判らない弁護士など、許されません。

イシマキ(甲 5 号反約書)

甲 5 の会見に終止立ち会っていたので、トドコロの不当性とほぼ同様です。

★★★持参書面を預ける要請をイシマキが断ったこと 信義則違反 論理則違反

(私) じゃ、これを一旦預かって判断していただけないですか？

反 P25 上(一同) 預かれません。 (途中打切り)

なお、甲 5 の会見の後日、説明の再開を電話で要請したのに、イシマキが断った為、人権擁護局や同局総務課に掛け合って、トミオカとの会見にこぎつけた経緯が有ります。

トミオカ(甲 6 号反約書)

★★★トミオカは甲 6 の中で、類型 1 又は 2 を、延べ 20 回以上も繰り返しました。

反 P11 中(トミオカ) 捜査機関で判断してるんですね、そこに入ってるんですね

類型 1 「警察の判断には介入できない」 職責放棄 虚偽

類型 2 「警察の判断だから違法性は無い」 職責放棄 虚偽

(説明) 警察の組織的隠蔽の訴えを根拠無く無視しており、また、犯罪である以上は、捜査機関を例外扱いすべき規定も無く、むしろ優先調査すべきですから、経験則違反による論理則違反と言え、職責の自己否定であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反です。

★★★トミオカは事実を否定しました 虚偽ないし論理則違反

反 P12 上(トミオカ) 例外扱いはしてな、してないですね

★★★トミオカの類型 6 「我々には権限が無い」 職責放棄 虚偽ないし詭弁

反 P13 上(トミオカ) 事実調査は、事実調査はできないですね、我々はその、前にもお話し

て有るかもしないすけども、強制調査権なんて無いから (捜査ではなく調査です)

★★★トミオカは、事件性の返答に窮したのに侵犯無とは言えません 虚偽 論理則違反
反 P13 下(私)何%と考えるんですか? (トミオカ)それはわからないですね

★★★トミオカは、沼田支局を根拠無く隠避しました 職責放棄 無根 経験則違反
反 P32 下(トミオカ)本当に、意図は無いんじゃないですか? 意図なんか持たないですよ、
法務局職員がそんな、意図は絶対持たないから、大丈夫ですよ、そんな意識は無いもの、意
図は持つて無いですよ

★★★トミオカの類型5「それは警察に言え」 職責放棄 論理則違反 無意味

(私)それが犯罪だと言ってるんです、隠蔽だと言ってるんです、意図的な。わかつてますか?

反 P42 中(トミオカ)それは、警察のほうに、執拗に話したほうがいいんじゃないですか?

★★★トミオカの類型4「それは貴方が思っているだけ」「推測だよね?」 無根 無意味

反 P44 下(トミオカ)イマイさんはね、そう言ってるわけですよ、 (お互い様)

反 P45 中(トミオカ)それはイマイさんが考てるんでしょ? 犯罪だってゆうのは。

★★★トミオカが、侵犯を否定する理由を、答えなかったこと 職責放棄 ゾンビ化

(私)だから、調査して下さい、と言ってるんです。私の言ってる事、おかしいですか?

反 P44 下(トミオカ)おかしくはないけれども、調査はできないですよ、うちのほうで。

(私)どうしてできないんですか? しなくていいという根拠がどこに有るんですか?

(トミオカ)調査はできないでしょ?

(私)だから、なぜ、できないんですか? 日本語になってませんよ。

(トミオカ)違法性が無いでしょ? 違法性が。

(私)違法性は今、説明したばっかりでしょ? 何を根拠に否定するんですか?

★★★★トミオカが、返答に窮しながら、侵犯無と断じたこと 職責放棄 論理則違反

反 P45 下(私)はい、では、まず、血痕が散乱していた件について、

(トミオカ)うん、はい、

(私)元々、死体があったと思われる現場から20m離れてる場所に血痕が集中してたのはなぜですか? その間に血痕がほとんど見られず、なぜ私の通り道にだけ集中してるんでしょう?

(トミオカ)元々あった所から20m離れた所に?

(私)はい、そのように書いてあります、

(トミオカ)ううん、

(私)元の場所から通り道に持ち出すまでの約20mの間に血痕が無かったことこそ、脅迫の意図を示唆しております、書いてあります。

(トミオカ)人為的に誰か持つて行ったんですかねえ? そこはよくわからないですねえ。
なぜ置いてあるって、まるで謎のようですね。

(私)謎のよう、じゃないでしょ? いや、

(トミオカ)なぜなんですかねえ?

(私)なぜでしょう? だから、わざわざ通り道で捌く必要が何も無いでしょ?

(トミオカ)や、それはどうなんだろかなあ?

(私)いや、どうなんじゃなくて、何の為に通り道で捌くんです? そしたら。

(トミオカ) わかりませんねえ、そこで捌いたつうことですか？

(私) や、わからないじゃなくて、じゃ、どうして血痕があるんですか？

(トミオカ) 私や、犯罪の、犯罪の聞き取り、事情聴取してんじやないんですけど？ 私申し訳ないんですけど、イマイさんから問い合わせられて。

(私) いや、そこは、不審に思わないと、犯罪だと思わないとおっしゃるから、こ、反論してるんですよ。じゃ、警察に代って不審点、答えてみてください。

(トミオカ) だから、警察、捜査機関が犯罪じやないって言ってるわけでしょ？

(私) だからどうしたの？ だからそれが犯罪だと言ってるん、捜査機関の犯罪だと言つてるん。

(トミオカ) それはうちで、何とも言いようが無いですね、そこは。

(私) だから、何とも言いようが無い、じゃなく、事実の調査をして下さい、と言つてるん。どこかおかしいですか？

(トミオカ) 事実の調査はできません。

(私) なぜ？

(トミオカ) 違法性が認められませんよ、警察官の捜査

(私) だから、違法でしょ？ 不審な事になぜ答えないんですか？

(トミオカ) それ、イマイさんが、イマイさんが思ってるだけでしょ？ 違法だってゆうふうに。そうじゃないですか？

(私) だ、どういう意味があるん？ 私が被害の、救済の申出をしてるんだから、私が思つてるんです、他の人が思つててどうするんですか？ どういう意味があるんです？ その言葉に。

(トミオカ) イマイさんが思つてるってことはわかる、わかるんですよ、

(私) はい、

(トミオカ) ただ、私は違法性は認められない。

(私) だからその、根拠無く認めないじやないんだよ、根拠を示せ、と言つてるんです。わかります？

(トミオカ) 警察、捜査機関が犯罪じやないと言つてんですよ？

(私) だからどうしたの？ 意味が無いです、貴方の言つてる反論は意味が無いですよ。

(トミオカ) じゃあもう、これ以上申しませんけどね。

★★★★トミオカが、威力脅迫と隠蔽の発言をしたこと

訊く必要無 善意の表示

反 P49 中(トミオカ) USB メモリーは破棄しちゃっていいですか？

(規定では 5 年保存)

トミオカ(甲 8 号反約書)

★★★★トミオカの類型 5 「それは警察に言え」 職責放棄 無意味

反 P6 上(トミオカ) 正当行為義務に違反してるんであれば、警察組織そのものに訴えればいいんじゃないですか？

★★★★トミオカが、返答に窮しながら、侵犯無と断じたこと 職責放棄 論理則違反

(私) だからさ、貴方様にたつた一つだけ質問したように、じゃあ血痕の件は、なぜ、あの、元の死骸から 20m も離れたとこにだけ、通り道の上にだけ散乱してたんですか？

反 P6 中(トミオカ) それは、うう

(私)だ、わからないでしょ? わからないってことは事件性が否定できないわけですよね?
それなのに侵犯性が無いって、どうして言い切れるんですか? 極めて不合理な判断ですね?
反P6中(トミオカ) うんうんうんうん、事件性の否定肯定というのは、だ、うちではでき
ないでしょ? 強制捜査機関じゃないですもん、うちは。

反P6下(私)じゃ、さっきの発砲はね、さっきの発砲の、で、事件性を何%と見るんですか?
反P6下(トミオカ) そこまでは、

(私)そこまでは、じゃなくて、それを言わなかったら、判断しようがないでしょ?

反P6下(トミオカ) そんなこと言えないですよ、何%なんて、

(私)だから、言わなかつたら仕事なんないでしょ? 侵犯性が無いと判断したんでしょ?

反P6下(トミオカ) 無いですね、

(私)じゃ、根拠を示してくださいよ、

反P6下(トミオカ) 無いですね、だから

(経験則違反に因る論理則違反)

5 トミオカが9告訴状の事件性と包囲網の実在を無視したこと

申出に添付した9告訴状と被害届和2017と恣意性一覧表の各事件が、何故に私に集中して
いるのか?という、相互関連性や類型的一貫性を総合すれば、包囲網の実在は明らかです。
これらの事件性を無視したことの不当性は極めて多大ですが、その詳細に触れるまでもなく、
既述の不当性だけで充分だと考えますので、説明を省きます。

第8 法令の摘示

人権侵犯事件調査処理規程 (平成16年法務省訓令第2号)

第2節 救済手続の開始 (救済手続の開始)

第8条 法務局長又は地方法務局長は、被害者、その法定代理人又はその親族等の関係者 (以下「被害者等」という。) から、人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告があり、人権侵犯による被害の救済又は予防を図ることを求められたときは、申告のあった事件が、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められる場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

(説明)★ 「侵犯の疑いが有る場合」という条件は読み取れないので、全て調査が必要と思われ、調査しなかったこと自体が違法の疑いが有ります(現行取扱の瑕疵)。

第9 証拠の追加 甲9号書証と証拠説明書を追加します

第10 当り前の事案解説を、裁判所に要請します

被告が因縁付けにより認否を示さず、理由無しに否認だけしていることを判定願います。
これらの信義則違反ないし論理則違反は全て、既提出の書面上で確認できます。

以上

